

第10章 地方農政局等

第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、

- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供
- ② 農協等の検査・指導
- ③ 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
- ④ 主要食糧業務の実施
- ⑤ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑥ 食品産業行政の推進
- ⑦ 農村及び中山間地域の振興
- ⑧ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成

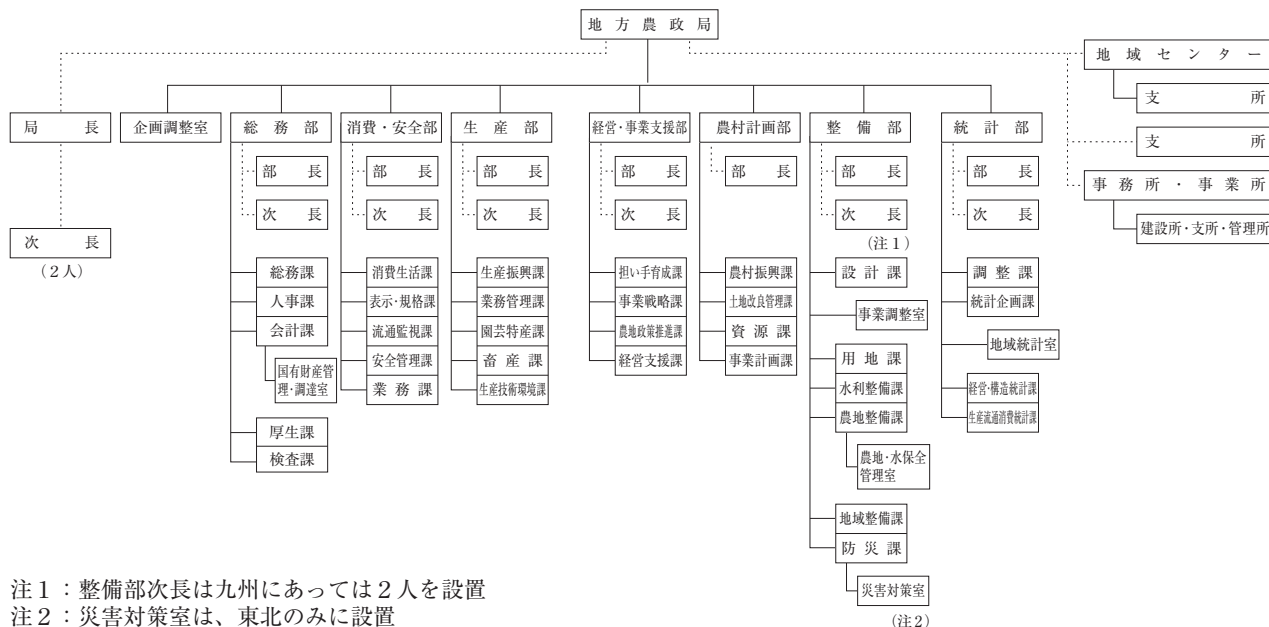
⑨ 統計の作成及び提供等に取り組んでいる。

1 機 構

地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

地方農政局の内部組織は、企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部、統計部の7部1室からなっている。また、分掌機関として地域センターが沖縄県を除く全国に65カ所に設置されているほか、国営事業を行う事務所・事業所（平成24年度末71カ所）が設置されている。

表1 地方農政局の機構図



注1：整備部次長は九州にあっては2人を設置
 注2：災害対策室は、東北のみに設置

表2 平成24年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東北	平川二期農業水利事業所	馬淵川沿岸農業水利事業所 最上川下流沿岸農業水利事業所
北陸	加治川二期農業水利事業所	
東海		新矢作川用水農業水利事業所
中国四国		高知三波川帯農地保全事業所
九州	筑後川下流右岸農地防災事業所	

2 定員

定員は、前年度末と比べて399人減の1万2千158人となっている。

地方農政局及び北海道農政事務所の平成24年度末の

表3 定員関係

組織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
地方農政局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人	11,934人	11,550人
北海道農政事務所	454人	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人	623人	608人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	—	—	—	—	—	—	—
合計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人	12,557人	12,158人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

※組織再編（H23.9.1）により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の2年

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、特に東北地方の太平洋沿岸で壊滅的な被害を受けた。この津波による、流出・冠水した農地の推定面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では2万610haに及んだ。

東北農政局では、早期の営農再開に向けて、現地支援チーム（平成24年度は農政局職員と地域センター職員で編成）や各事業担当職員が現地に出向き、きめ細やかに対応してきた。

平成24年度における主な取組は以下のとおり。

ア 農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、平成24年の春時点で東北津波被災地全体（2万610ha）の約36%に当たる7,320haであったが、平成25年の春時点では全体の61%に当たる1万2,600haと着実に増加している。また、仙台市と宮城県から要請を受けて東北

農政局では、直轄特定災害復旧事業を行う「仙台東土地改良建設事業所」を設置し、農地・農業用施設復旧、除塩対策を実施している。この「仙台東地区」では、平成25年春の時点で、被災農地1,800haのうち1,400haで営農再開が可能となった。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16ヶ所、福島県7ヶ所の計23ヶ所ある。このうち宮城県では、平成24年6月までに13ヶ所で応急復旧が完了し、被災前と同程度の排水能力が確保されている。福島県では、平成25年3月までに3ヶ所で応急復旧が完了し、今後は、地盤沈下に伴い排水能力の増強が必要になっている状況に対応するべく、排水機場の本格的な復旧工事を進めている。

イ 生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金（平成23年度：341億円、平成24年度復興庁計上：29億円）により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業：復興庁計上）により、乾燥

調製施設や施設園芸用ハウス、農業用機械等の導入支援を行った。

ウ 営農再開に向けた取組

被災農家経営再開支援事業（平成23年度：73億円、平成24年度復興庁計上：48億円）により、農地のがれき拾いや除草等の復旧作業を共同で行う農業者に対し復興組合を通じて支援金を交付した。平成24年度は被災3県（岩手県、宮城県、福島県）26市町村において72の復興組合で、約1万4千haを対象に実施した。うち約4千haにおいて平成25年度から営農再開できる見通しとなった。

エ 農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業（復興庁計上 平成23年度：4.3億円、平成24年度：7.6億円）により、宮城県内において、先端技術を実際に農業経営に導入し、生産コストの半減又は、収益を倍増させるための大規模実証研究を行った。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、平成24年産米について放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、政府、関係自治体及び生産現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせ合わせた安全確保の取組を支援した（福島県は全量全袋検査を実施）。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

さらに、原発事故の影響を強く受けた福島県内では、関係機関と連携・協力し、早期の営農再開に向け①農地の除染技術の開発・実証、②カリ質肥料による放射性物質の吸収抑制対策、③果樹の放射性物質低減対策、④牧草の反転耕等による放射性物質の移行低減対策、⑤ため池等の農業水利施設の水質調査等を行った。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の東北地域の経済は、東日本大震災の復興需要等により、公共投資や住宅投資が好調で前年実績を上回ったことや、雇用については、有効求人倍率が1年間（4月～3月）全国値を上回ったことなど、東日本大震災の影響から一部に厳しさがみられるものの持ち直しの動きが続いた。

主要項目別にみると、生産は、一般機械、情報通信機械等で、国内外の需要の減少等により弱い動きとなったが、電子部品・デバイスはスマートフォン向け等が好調となったほか、輸送機械はハイブリッド車の投入効果やエコカー補助金などから高水準の

生産が続いた。設備投資は、震災関連の復旧・復興に伴う投資が増加し、緩やかに持ち直している。個人消費は、ホームセンターやコンビニエンスストアの販売が復旧・復興需要により好調で、一部に弱さが見られるものの、穏やかな回復の動きが続いた。雇用情勢は、復旧・復興需要等により建設業を中心に高水準となり、東北の有効求人倍率が全国値を上回っており、持ち直しが続いている。

イ 農家経営

平成22年2月1日現在の販売農家数は30万5千戸で、平成17年に比べて6万6千戸（17.7%）減少した。

販売農家のうち、主業農家数は7万戸で、平成17年に比べて1万2千戸（15.0%）減少した。

平成24年農業産出額は1兆3,296億円で、前年に比べて725億円（5.8%）増加した。

平成24年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は331万円で、前年に比べて35万4千円（12.0%）増加した。農業経営費は236万4千円で、14万7千円（6.6%）増加した。この結果、農業所得は94万6千円で、20万7千円（28.0%）増加した。

農外所得は189万4千円で、前年に比べて10万2千円（5.1%）減少した。年金等の収入は174万1千円で、前年に比べて9万円（5.5%）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は458万1千円で、前年に比べて19万5千円（4.4%）増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲（子実用）の作付面積は39万6,700haで、前年産に比べて7,700ha（2.0%）増加した。作柄は、全もみ数がおおむね平年並みに確保され、登熟も順調に推移したことから、10a当たり収量は577kgで、前年産に比べて2.1%増加し、作況指数は103となった。収穫量（子実用）は228万8千tで、前年産に比べて8万9千t（4.0%）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.1%、収穫量は全国の26.9%を占めている。

イ 小麦

平成24年産小麦（子実用）の作付面積は7,520haで、前年産に比べて590ha（7.3%）減少した。10a当たり収量は190kgで、前年産に比べて8.0%増加した。収穫量は1万4,300tで、前年産並みとなった。

なお、東北の作付面積は全国の3.6%、収穫量は全国の1.7%を占めている。

ウ 大豆

平成24年産大豆（乾燥子実）の作付面積は3万2,700haで、前年産に比べて2,500ha（7.1%）減少した。10a当たり収量は153kgで、前年産に比べて12.5%増加した。収穫量は5万tで、前年産に比べて2,300t（4.8%）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の24.9%、収穫量は全国の21.2%を占めている。

エ 飼料作物

平成24年産飼料作物の作付（栽培）面積は11万9,800haで、前年産に比べて3,400ha（2.8%）減少した。

オ 野菜

平成24年産指定野菜14品目のうち、13品目（だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の作付面積は3万500haで、前年産に比べて600ha（1.9%）減少した。収穫量は81万4,900tで、前年産に比べて1,100t（0.1%）増加した。

カ 果樹

平成24年産主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は4万2,600haで、前年産に比べて400ha（0.9%）減少した。

りんごの結果樹面積は2万7,800haで、前年産に比べて200ha（0.7%）減少した。収穫量は59万5,400tで、花芽が少なく着果数が減少した前年産に比べて10万8,600t（22.3%）増加した。

なお、東北のりんごの結果樹面積は全国の74.3%、収穫量は全国の75.0%を占めている。

キ 畜産

平成25年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は2,990戸で、前年に比べて140戸（4.5%）減少した。飼養頭数は11万3,100頭で、前年に比べて3,400頭（2.9%）減少した。

肉用牛の飼養戸数は1万6,600戸で、前年に比べて1,100戸（6.2%）減少した。飼養頭数は35万9,200頭で、前年に比べて1万4,200頭（3.8%）減少した。

豚の飼養戸数は716戸で、前年に比べて64戸（8.2%）減少した。飼養頭数は163万8千頭で、前年に比べて3万1千頭（1.9%）減少した。

採卵鶏の飼養戸数は211戸で、前年に比べて7戸（3.2%）減少した。飼養羽数（成鶏めす）は1,782万3千羽で、前年に比べて9万3千羽（0.5%）増加した。

ブロイラーの飼養戸数は527戸、飼養羽数は3,151

万9千羽となった。

ク 花き

平成24年産切り花類の作付面積は1,805haで、前年産に比べて8ha（0.4%）減少した。出荷量は3億210万本で、前年産に比べて110万本（0.4%）増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年1月29日に農林水産省に「攻めの農林水産業推進本部」が設置されたことを受け、平成25年2月4日に「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を設置し、東北14箇所での市町村との意見交換会の開催をはじめ、東北各県、市町村、関係者等からの現場の声の収集や東北における「現場の宝」（現場における先進的で優れた取組事例）の収集を行った。

イ 食料自給率の向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成23年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は101%と前年度を10ポイント下回っているものの、全国（39%）と比べると大幅に上回っている。

品目別にみると、米の自給率が352%となっているほか、果実や鶏肉、大豆等が全国を大幅に上回っている。しかし、米を除く自給率は26%と低い水準にある。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、平成24年7月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、平成24年6月に、米粉の利用事業者の拡大を目的として、米粉の本格的な利用には至っていない食品事業者を対象に、「米粉の食品利用ガイダンスの会in宮城」を開催し、米粉の利用についての情報提供や相談会を行い、利用拡大・定着を図った。

米飯学校給食回数の増加に向けて、政府備蓄米交付制度を利用した働きかけを行った。

(ウ) 食の安全と消費者の信頼の確保

東北農政局では、食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、農作物の病虫害防除及び家畜伝染

病対策に取り組むとともに、農産物の安全確保等に有効なGAP（農業生産工程管理手法）の取組の推進を図った。

食品表示の適正化に向けた監視については、各県並びに関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組むとともに、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階の遵守事項の監視・指導等を行った。

米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成・保存並びに産地情報の伝達義務について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。また、改正食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀（加工用米、新規需要米）の流通状況の確認を行った。

消費者団体等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、食品や食生活に関する消費者相談窓口において、198件の相談を受け付けた。

ウ 農業の持続的な発展

(ア) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成24年3月末現在においては、高齢化等により再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、平成23年に引き続き減少し、前年より2,032経営体（全国8,953）少ない4万7,052経営体（全国23万7,522）となった。（福島県の12市町村においては、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成23年3月末現在の数値を用いた。）

集落営農数は、平成25年2月1日現在においては、前年に比べ94減少し3,295集落営農となった。

農業法人のうち農地に係る権利の設定移転を受けた農業生産法人は、平成24年1月1日現在において、前年より72法人増加し1,473法人となった。

平成24年度の東北の新規就農者数は1,314人で、前年度に比べ304人（30.1%）増加となった。

就農区分別にみると、新規参入は147人で60人（69.0%）、雇用就農は526人で129人（32.5%）、Uターンは498人で93人（23.0%）、新規学卒は143人で22人（18.2%）とそれぞれ前年度に比べ増加している。

(イ) 農地の有効利用

東北の平成24年の耕地面積は85万4千haで、前年に比べ1,100ha（0.1%）増加した。増加の主な要因は、震災からの復興によるものである。

平成23年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は83.8%で、前年と比べ1.7ポイントの減となった。

農業経営基盤強化促進法による継続中の利用権設定面積は、平成24年3月末現在で13万1,300haとなり、前年に比べ4千300ha増加した。

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行後（平成21年12月15日～平成24年12月末日）、120法人（全国は1,071）が参入した。

耕作放棄地の再生・利用の推進を目的として「第4回東北管内耕作放棄地解消事例発表会」（平成24年9月秋田県仙北市）を開催し、耕作放棄地の再生・利用の取組事例発表、質疑応答、現地調査を行った。

また、「東北耕作放棄地等情報ネットワークメールマガジン」（平成24年4月現在登録会員219名）を6回配信し、耕作放棄地等の引き受け手等に農地活用情報や農業参入情報、耕作放棄地の再生・利用支援策、農業参入の優良事例などの情報提供を行うとともに、「耕作放棄地解消の実践事例集4」を500部作成し、各県関係者及び耕作放棄地対策協議会での取組支援を行った。

(ウ) 農業者戸別所得補償制度の実施状況

東北の平成24年度の支払件数は22万5千件（対前年比3千件減）となった。

交付金別に見ると、米の所得補償交付金は20万3千件（対前年比1千件減）、水田活用の所得補償交付金は11万3千件（対前年比3千件減）、畑作物の所得補償交付金は1万9千件（対前年比同）となった。

支払面積では、米の所得補償交付金が農地の集積が進んだことから33万1千ha（10a控除前）（対前年比6千ha増）となり、水田活用の所得補償交付金における戦略作物は、麦、大豆、飼料作物、飼料用米等の作付面積が減少したことから、10万3千ha（対前年比3千ha減）となった。

畑作物の所得補償交付金の支払数量は、すべての作物で前年より増加し、全体で6万4千トン（対前年比5千トン増）となった。

(エ) 【人と農地の問題】を解決するための取組

集落・地域の「人と農地の問題解決」のために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体やそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

各地域で取組が進められた結果、東北のプラン

作成数は、平成24年度に167市町村（青森県35、岩手県31、宮城県19、秋田県25、山形県35、福島県22）で作成され、平成23年度に作成された6市町村を含め、173市町村となった。

(オ) 農業農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画を平成25年3月末までに197件を認定した。

また、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、各県域毎に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面で支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議（行動会議）」において、ブランドづくり、販路開拓等について、講演を行うとともに、人材育成、国内販路拡大、輸出拡大の重点課題について、3つの分科会を設置して検討を重ね、その結果を報告書等に取りまとめ、平成25年3月に開催した第2回行動会議で提示を行った。

b 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進したが、平成25年3月末現在で県段階で2県、市町村段階で6市町村の策定件数にとどまった。

また、本省主催の地産地消優良活動表彰、地産地消給食等メニューコンテストを各県を通じ広く周知したところ多数応募があり、農林水産大臣賞をはじめ10団体が表彰された。

さらに、6次産業化の推進による直売所等の整備の支援を行った。

c 農林水産物・食品の輸出

東北では、りんごや米を主力品目として輸出している。りんごの輸出量は、平成23年度は東京電力福島第一原子力発電所の事故による諸外国の輸入規制などの影響と、生産量の減少に伴う価格高により減少したものの、平成24年度は輸出規制の緩和等もあり例年並みに回復した。一方、平成24年度の米の輸出量については、海外での日本産米への高い評価と日本食ブームにより前年を上回り、年々増加傾向にある。

また、輸出に取り組む事業者・生産者等に対し、商談会等の情報をメールマガジンを随時配信するとともに、海外バイヤーの産地招へいや海外販売促進活動等に対する支援を行った。

(カ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成23年3月現在で30a程度の標準区画整備済面積割合は64.6%（39万2,615ha）と全国平均62.9%とほぼ同じ水準にあるが、1ha程度の大区画整備済面積の割合は12.1%（7万3,521ha）で、全国平均8.6%を上回る整備状況にある。

平成19～23年度のは場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集積率は、事業実施前より2.3～4.2倍に増加した。

(キ) 環境に配慮した食料生産の推進

東北におけるエコファーマーは、食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識の向上から増加してきた。平成25年3月末時点では5万506人と前年に比べ6,551人減少したが、全国（20万1,760人）に占める割合は25.0%となった。

エ 農村の振興・活性化

(ア) 再生可能エネルギーの導入の促進

再生可能エネルギー発電の導入を促進するため、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築への支援を4地区、小水力等発電設備の導入に係る調査設計及び協議調整への支援を71地区、低コスト小水力発電施設の導入に向けた実証への支援を2地区で実施した。また、県、市町村及び土地改良区等への普及啓発活動を行うほか、東北の取組事例を取りまとめ広く紹介した。

(イ) 都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援した。東北177市町村において206の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付された。

本交付金について、東北農政局では広く一般にPRするため、取組実績を平成24年度13の事例に取りまとめ、事例集としてホームページに掲載した。

また、農林水産省、文部科学省、総務省が連携し、小学校が農山漁村での宿泊体験活動を推進す

る子ども農山漁村交流プロジェクトについて、平成24年度までに、全国で141カ所、うち東北では32カ所の受入れモデル地区を決定した。

(ウ) 農村地域の現状

東北の販売農家における世帯員数は、昭和60年の283万2千人に対し、平成22年は129万9千人となり、153万3千人（54.1%）減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は、昭和60年の104万人（世帯員数に対する割合36.7%）に対し、平成22年は30万7千人（同割合23.6%）となり、73万3千人（70.5%）減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和60年の44万人（同割合15.6%）に対し、平成22年は42万4千人（同割合32.7%）となり、1万6千人（3.6%）減少した。

(エ) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成24年度、東北174市町村の4,427集落等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は89億9,900万円、交付対象農用地面積は7万8,266haとなった。また、全交付対象農用地面積の86%に当たる6万5,766haでは、集団的かつ持続可能な体制整備など農業生産活動を継続するための前向きな取組を行った。

(オ) 農地・水保全管理支払い交付金の取組

農地・水保全管理支払交付金は、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組等を支援するもので、平成24年度については、東北227市町村の8割にあたる174市町村で実施しており、取組面積は28万7千375ha、3,006の活動組織で取組を行った。

(カ) 農作物鳥獣被害対策の展開

「鳥獣被害防止特別措置法」（平成19年12月21日法律第134号）に基づく市町村における被害防止計画の作成を推進し、平成24年4月末までに93市町村において作成された。また、同法が施行されたことに伴う財政支援の一つとして、農林水産省では「鳥獣被害防止総合対策交付金」を創設し41事業実施主体が交付金を活用し、個体数調整や侵入防止柵の設置等に取り組んだ。

この他に、平成24年度補正予算により有害鳥獣に対する捕獲圧を高めるため、緊急捕獲等対策を創設し、各県（岩手県、宮城県、山形県及び福島県）に協議会の基金事業として、捕獲を進める体制を整備した。

(5) 関係機関との連携強化

(4)主要な農政課題等をめぐる動きのイのとおり、米の消費拡大のための「東北米粉利用拡大セミナー」、農林水産業の6次産業化に向けた「東北ブロック6次産業化推進行動会議」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

また、攻めの農林水産業等に関する情報を発信するとともに現場の声を収集するため、市町村（長）との意見交換会（懇談会）を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、学識者・有識者の参画を得て、食料・農業分野における震災復興に関する専門家会議を開催した。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（129回）、記者レクチャー（3回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,600部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に東北における農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ掲載内容の迅速な更新を行った。

また、東北農政局メールマガジン（平成25年3月末現在登録会員6,172名）を毎週1回配信した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、毎月、東北市町村等の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」を設置し、消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 東日本大震災からの復旧・復興の概要

関東農政局管内では、東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農林水産業共同利用施設、被災農家の経営再開支援等の復旧・復興について、平成23年度第一次補正予算、第二次補正予算で復旧事業、第三次補正予算で復興事業を実施した。

農地・農業用施設の復旧状況は、平成25年3月末時点で農地が100%、農業用施設が91.9%、生活環境施設が94.7%で、平成25年度中には、全ての復旧工事が完了する予定となっている。

「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」は、平成24年3月までに、被災した全ての施設において事業が完了した。

被災農家への「経営再開支援事業」は、平成23年度

については13地区（茨城県、千葉県、長野県）で活動計画の策定・認定、予算措置を行い、平成24年度は長野県の1地区で事業を実施した。また、第三次補正予算から措置された復興への取組は、平成24年度に「地域農業経営再開復興支援事業」及び「被災者向け農の雇用事業」を実施した。

(2) 茨城県つくば市、栃木県真岡市等を襲った竜巻被害の概要

平成24年5月6日、茨城県西部及び栃木県南東部で複数の竜巻が発生し、人的被害や住家被害をもたらすとともに、農作物やパイプハウス等の農業施設にも大きな被害をもたらした。

農林水産関係被害額は約9億6,600万円（農作物等約8億5,700万円、農地・農業用施設約1億200万円、林業関係700万円）となった。

県別では茨城県7億9,900万円、栃木県1億6,700万円となっており、被害対象別では農作物及びビニールハウス等の被害は、茨城県、栃木県両県で発生し、被害額は8億5,700万円にのぼった。

農林水産省としても、被災農家に対し、災害関連資金の無利子化、ハウス等の再建・修繕への助成、水稲・いちご等の苗の確保の助成、果樹の改植への助成、農地の復旧への助成等の支援措置を講じるとともに、5月23日には、茨城県筑西市及び栃木県真岡市で支援措置の説明会を開催した。

(3) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

平成24年度の経済情勢をみると、総括判断では、第1四半期及び第4四半期には緩やかな持ち直しが見られ、第2四半期から第3四半期に掛けて足踏み・弱含みとなった。

生産面では、第1四半期に、化学や電気機械が持ち直し、製造業全体としても緩やかに持ち直しつつあったが、第2四半期以降は、一般機械などで弱い動きになった。

消費面では、コンビニエンスストアの販売額が一年を通して前年を上回って推移し、エコカー補助金の効果により、上半期の乗用車登録数が前年を上回った。しかし、薄型テレビの販売不振により家電販売が前年を下回り、全体では緩やかな持ち直しから、横ばいとなった。

雇用情勢は、有効求人倍率が緩やかに上昇し、新規求人数も増加するなど、緩やかに持ち直しつつあった。

イ 農業産出額

関東農政局管内における平成24年の農業産出額

（都道府県別推計）は2兆1,729億円で、前年に比べて2%増加した。

なお、関東農政局管内の農業産出額が全国に占める割合は25%となっている。

ウ 農業経営

平成24年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況をみると、農業収入は468万円で、米及び果樹の価格が上昇したこと等から前年に比べ11%増加した。

一方、農業経営費は331万円で、飼料費、農機具費等が増加したこと等から前年に比べ8%増加した。

この結果、農業所得は137万円となり、前年に比べ19%増加した。

なお、総所得は515万円で、総所得の構成をみると、農業所得が27%、農外所得が38%、年金等の収入が35%となっている。

(4) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産の水稲の作付面積は31万2,600ha（対前年産比100%）で、前年産に比べて300ha減少した。

作柄について、全もみ数は、生育期間の好天の影響により、各県とも「平年並み」以上となった。登熟は、東京都、埼玉県及び神奈川県では「不良」から「やや不良」となり、その他の県では出穂期以降高温・多照に推移したことから「平年並み」以上となった。

このことにより、10a当たり収量は542kg（作況指数102）、収穫量は169万3千t（対前年産比101%）となった。

イ 麦

平成24年産の4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は4万700ha（対前年産比99%）で、前年産に比べて300ha減少した。収穫量は、作付面積が減少したものの、10a当たり収量の上昇により12万7,900t（同102%）となった。

ウ 大豆

平成24年産の大豆の作付面積は1万1,500ha（対前年産比91%）で、前年産に比べて1,200ha減少した。収穫量は1万8千t（同102%）で、作柄が悪かった前年産に比べ増加した。

エ 野菜

平成24年産の主要野菜（主産県調査・指定野菜14品目）の作付面積は9万5,300haで、収穫量352万9

千t、出荷量298万5千tであった。

作付面積上位の野菜をみると、キャベツ1万3,500ha、レタス1万2,500ha、ねぎ1万100ha、ほうれんそう1万haなどとなっており、葉茎菜類の作付けが多くなっている。

オ 果樹

平成24年産の果樹（主産県調査、調査対象14品目）の結果樹面積は4万3,400haであった。

主要果実（主産県）の収穫量は、みかんが14万2,300t、りんごが17万5,900t、日本なしが12万5,300t、ぶどうが8万4千tであった。

カ 花き

平成24年産の花き（主産県）の作付（収穫）面積は切り花が3,975ha（対前年産比99%）、鉢もの類が650ha（同99%）、花壇用苗もの類が575ha（同100%）であった。

キ 畜産・飼料作物

平成25年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が21万4,400頭（対前年比99%）、肉用牛が33万600頭（同99%）、豚が266万7千頭（同100%）、採卵鶏（成鶏めす）が3,567万羽（同100%）であった。

また、平成24年の生乳生産量は132万2千t（同102%）となった。

平成24年産の飼料作物の作付面積は5万9,400ha（対前年産比100%）で、前年産に比べて100ha増加した。

ク 茶

平成24年産の茶の栽培面積は2万800ha（対前年産比99%）、荒茶生産量（主産県調査）は3万4,200tで、全国（主産県計）の40%の生産量を占めている。

(5) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、地産地消、食育、米・米粉の消費拡大及び飼料作物の増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、食料自給率の向上に資するパンフレットの配布及び啓発、地産地消の優良事例の収集と情報発信及び「フード・アクション・ニッポン」の推進等を行った。

イ 「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業における担い手の高齢化、後継者不足や耕作放棄地の増加等、人と農地の問題を抱えている集

落・地域が多く存在している。このような人と農地の問題を解決するため、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方等について決定する「人・農地プラン」の作成を、主要施策として平成24年度から推進した。

関東農政局では、各都県と連携し、作成手法、事例紹介及び意見交換等を実施し、各集落・地域における取組の推進を図った。

これにより、関東農政局管内においては、平成25年3月末までに、作成を予定している376市町村のうち、289市町村（77%）において「人・農地プラン」が作成された。

ウ 農地の有効利用に向けた取組

改正農地法に基づき、平成24年度は、相続に伴う農業委員会への届出制度の徹底、農地法に基づく遊休農地対策の適切な実施、実勢賃借料情報の早期の提供及び農地法第3条に基づく適正な事務実施について、説明会等の場を通じて農業委員会に周知徹底を図った。

また、農地の有効利用の促進を目的として、農業者戸別所得補償制度の加算措置である「規模拡大加算」の普及・推進のためのキャラバン（対象：各都県農地流動化担当者、集落営農組織、JA営農指導員等）を実施した（計19回、531名）。

この結果、平成24年度における規模拡大加算交付実績は、1,962haに達した。

このほか、収益性の高い農業生産を実現するため、農地の有効利用を図る上で基礎となる農業生産基盤整備を推進した。具体的には、首都圏に近接する優良農業地帯において12地区の国営事業を実施し、基幹的な農業水利施設等の整備や保全を行った。このうち、笛吹川沿岸地区、伊那西部地区（いずれも国営施設機能保全事業）は平成24年度に着手した。補助事業等においても、将来の農業生産を担う中心的な経営体の育成を図るため、生産基盤の整備を推進しており、平成24年度は農地整備事業（経営体育成型）を121地区、農地整備事業（畑地帯担い手体育成型、支援型）を76地区でそれぞれ実施した。（参考：関東の水田整備状況は、30a程度以上区画整備済面積割合で62.8%と、全国平均の62.9%とほぼ同じ水準にある。ただし、1ha程度以上区画については5.6%と、全国平均の8.6%を下回る状況にある。）

また、農村資源の適切な維持管理・保全に向け、共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上のための農地・水保全管理支払

交付金により、1,934活動組織の11万4,952haでの共同活動、758活動組織の4万9,955haでの向上活動の取組を支援した。加えて、中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度により、2,711協定、2万3,343haの農地に交付金を交付した。

さらに、耕作放棄地解消に向け、関東農政局耕作放棄地解消グループ（平成22年7月設置）を主体に、県及び市町村との意見交換、耕作放棄地再生利用研修会の開催を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知を図った。

その結果、関東農政局管内380市町村（農振農用地区域内に耕作放棄地がある市町村）のうち322市町村で協議会が設立され（平成25年3月31日時点）、耕作放棄地の解消に向けた取組が行われた。

エ 農業者戸別所得補償制度の実施

本制度は、平成23年度から従来の水田作物に加え畑作物も対象として、本格実施している。本格実施2年目に当たり、制度の円滑な実施に向け、関係機関への協力要請や説明会の開催等、農業者への周知活動を行った。具体的には、関東農政局管内で919回の説明会等を開催し、延べ2万7千人の農業者に対して説明を行った。

さらに、6月末までの加入申請受付期間に、対象となる農業者への周知に向けたポスター掲示やパンフレット及びチラシの配布、広報誌への記事掲載等、各種広報媒体を活用したさらなる広報活動を行った。

その結果、農業者戸別所得補償制度加入者が16万1千人に達した。

オ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、関東農政局管内では、優秀賞5点、奨励賞5点の受賞があり、平成25年3月に表彰式及び事例発表を行った。

また、持続農業法に基づく関東農政局管内の認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、政策目標指標となるエコファーマーの累積新規認定件数は、平成25年3月末現在で、5万7,272件（前年同月末5万5,210件、対前年比3.7%増）となっている。

さらに、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に直接支援する環境保全型農業直接支援対策を実施し、平成24年度においては、1,584

件（実施面積3,445ha）に対して交付を行った。

※ エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、農業者が土づくり技術、化学肥料の使用低減技術及び化学合成農薬の使用低減技術のすべてを取り組むことを内容とする導入計画を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、これから輸出に取り組もうとする生産者や販路拡大を目指す方々に、海外マーケットや輸出の最前線での取組、輸出のノウハウを学ぶ機会を提供するため、平成25年1月31日に「輸出オリエンテーションの会・輸出促進研修会」を開催した。

また、「輸出オリエンテーションの会・展示商談会、盆栽・花きの部」を平成25年3月4日に開催した。個別商談・名刺交換会では、出展9社・バイヤー9社の間で総商談件数が62件あり、そのうち、成約見込みが14件、継続交渉が46件であった。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制の下、輸出証明書発行等の輸出促進対策に取り組んでおり、平成25年4月1日以降は、輸出証明発行事務を各県等から国に移管し、本局のほか、千葉、東京、横浜、静岡の各地域センターにおいて発行事務を行うこととなった。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザについて発生リスクを低減するための県の取組への支援等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農畜産物への影響について、安全な食品を安定的に供給するために、都県の農林水産物の放射性物質検査が生産・出荷段階で円滑に実施されるよう、都県の検査機器整備等を支援した。

なお、消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局及び各地域センターにおいて「消費者団体との意見交換会」を開催し、「放射性物質の基礎知識」、「食料自給率向上のための各種政策」等について、

意見交換を行ったほか、「食品表示セミナー」を開催するとともに、ホームページや電子メール等を通じて、消費者等に対して積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため、各都県において食品事業者表示適正化技術講座を27回開催し、延べ1,557名が参加した。

米穀の適正流通の確保については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米飯類を対象として外食事業者を中心に立入検査を実施するとともに、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防止のため、生産者、加工業者等に立入検査等を実施した。また、米トレーサビリティ制度の周知のため、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用し、制度説明、パンフレットの配布、個別相談等を行った。

食育の推進については、「日本型食生活」の普及を図るため、食への関心を高める各種イベントの開催、第7回食育推進全国大会（神奈川県横浜市）への出展のほか、「教育ファーム」への理解を一層深めることを目的として、農業体験に取り組んでいる大学関係者による意見交換会を開催した。

また、「関東地域食育推進ネットワーク」では、ホームページ、電子メールを活用し、企業やNPO団体など、参加者相互の情報交換や情報発信の支援を行った。さらに、関東農政局管内の各都県では、ネットワーク参加者による実践事例の報告会や意見・情報交換会を実施した。

ク 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施目標や定期報告義務が新設される等の改正が行われた。

このため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、各地域センターの職員が、該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った（平成24年度810事業者）。

また、平成23年度からは定期報告書における業種区分が27業種から74業種に細分化されたため、対象事業者に対する定期報告義務制度についての普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、水戸市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、東京都千代田区、

横浜市、静岡市、浜松市の計8会場で説明会を開催した（平成24年度定期報告書提出数1,229件）。

さらに、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った（平成25年3月末関東農政局管内登録事業者数62件）。

ケ 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく事業計画の認定は、平成25年3月末までに6回行われており、総合化事業計画が207件、研究開発・成果利用事業計画が10件認定された。

認定された事業計画の支援として、取組に必要な補助事業（商品開発、販路拡大、施設整備等）や融資制度、6次産業化プランナーによるアドバイス等を行った。

コ バイオマスの利活用の推進

平成21年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進したところ、平成24年度までに4県4市町の8地区で計画が策定された。

また、国産バイオ燃料の普及推進を図るため、耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業及びソフトセルロース利活用技術確立事業により、技術情報の取りまとめ等を支援するとともに、関東地方に所在する試験研究機関や都県、国の地方機関で構成するバイオマス活用推進関東地域連絡協議会幹事会を開催し、バイオマスの利活用及びバイオマス活用推進計画の普及・啓発を図った。

カ 都市と農山漁村の交流の取組

関東農政局では、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人・もの・情報」の行き来を活発にしていくという観点から、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルの実現を進める取組として、グリーン・ツーリズムや、子どもの農業・農村体験の取組を推進している。

平成24年7月には「関東農政局消費者の部屋」において、グリーン・ツーリズム・子ども農山漁村交流プロジェクト関係のパネル展示やパンフレットの無料配布を行った。

また、農林水産省、文部科学省、総務省の連携に

より、小学校における農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称「ふるさと子ども夢学校」）が進められた。取組5年目となる平成24年度には、全国で4地区、関東農政局管内で1地区の受入モデル地域が新たに選定され、平成23年度選定地域と合わせ、全国で141、関東農政局管内で19のモデル地域において、文部科学省が認定したモデル推進校を中心に農林漁家民宿での農山漁村生活体験が実施された。

さらに、国が直接支援する「食と地域の交流促進対策交付金」における平成24年度の採択状況をみると、子ども農山漁村交流及びグリーン・ツーリズム並びに人材活用といったソフト事業では、関東農政局管内で新たに22地区（全国162地区）が採択され、平成23年度採択地区と合わせ、関東農政局管内で84地区（全国567地区）が取り組まれている。また、市民農園整備や簡易な基盤整備を内容とするハード事業でも関東農政局管内で、2地区（全国8地区）が採択され、取組が進んでいる。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進したところ、平成25年3月時点の被害防止計画策定市町村数は265市町村となった。また、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊は75市町村で設置されている。

この他、平成18年7月から、地域における被害防止対策の実施に際して助言等を行うことができる専門家を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を始め、平成24年度は関東農政局管内の延べ7機関に専門家を紹介し、被害防止対策を推進した。

(6) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク交流会」、「関東農政局地域農政懇談会」等の各種懇談会及び意見交換会等を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、関連省庁、都県、生産者団体、実需者団体、消費者団体及び試験研究機関等との各種会議及び意見交換等を通じ、意思疎通を図ってきた。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協及び消費者など、

地域の関係者間で連携しつつ、地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく地域の関係者に、提供するよう努めてきた。

(7) 広報活動

関東農政局管内の農業に関する動向や施策等の普及を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」を始め、各種統計情報を公表した。

また、食料・農業・農村に関する情報を「関東農政局メールマガジン」及び広報誌「NewsLetter」として発行するとともに、関東農政局ホームページに掲載し、広報活動を行った。

さいたま新都心合同庁舎1号館、2号館及び検査棟に入居している14の官署の業務紹介など、開かれた行政のシンボル拠点であるインフォメーションセンター内の「関東農政局消費者の部屋」では、毎月、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた特色ある展示を行うとともに、各地域センターにも消費者コーナーを設け、広く農政の情報提供を行った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の経済情勢をみると、海外経済が減速したことや円安傾向の影響により、緩やかな持ち直しの動きがみられた。

主要項目別にみると、生産は、海外経済の減速の影響が徐々に後退する中で生産水準が上昇し、持ち直すとともに、設備投資は、製造業を中心に持ち直した。個人消費は、おおむね横ばいで推移した。雇用情勢は、労働需給面を中心に改善の動きがみられ持ち直した。

イ 農業経営（水田作経営）

北陸管内の平成24年水田作経営1経営体当たりの農業粗収益は301万円で、前年に比べ12万円（4.3%）増加した。

一方、農業経営費は215万円で、前年に比べ7万円（3.2%）増加した。

この結果、農業所得は87万円となり、前年に比べ6万円（7.2%）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は495万円で、前年に比べ22万円（4.7%）増加した。

水田作付延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,765万円と、北陸管内において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（84万円）の約21倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は20万9,400haで前年産に比べ600ha（0.3%）増加した。

10a当たり収量は、全もみ数、登熟ともに「平年並み」となったことから、前年産を8kg（1.5%）上回る545kg、作況指数は102となった。

県別には、新潟県が作況指数104の558kg、富山県が100の536kg、石川県が101の526kg、福井県が100の519kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万9千t（1.7%）上回る114万1千tとなった。

イ 麦

平成24年産六条大麦（子実用）の作付面積は、前年産に比べ240ha（2.5%）増加し、9,770haとなった。

10a当たり収量は、前年産を106kg（51.5%）上回る312kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万900t（55.6%）上回る3万500tとなった。

ウ 大豆

平成24年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、前年産に比べ900ha（6.4%）減少し、1万3,100haとなった。

10a当たり収量は、前年産を37kg（26.2%）上回る178kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3,500t（17.7%）上回る2万3,300tとなった。

エ 畜産

平成25年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は414戸（前年比3.9%減）で、飼養頭数は1万6,300頭（同3.6%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は494戸（同6.1%減）で、飼養頭数は2万3,500頭（同3.3%減）となった。

豚の飼養戸数は195戸（同5.3%減）で、飼養頭数は25万8,400頭（同5.5%減）となった。

採卵鶏の飼養戸数は102戸（同6.4%減）で、飼養羽数は1,014万5千羽（同2.1%減）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

北陸農政局では、平成24年度行動計画を作成し、これに基づき各種施策を推進するとともに、北陸管内の食料・農業・農村の動向と課題を「情勢報告」として取りまとめた。

ア 食料自給率向上に向けて

(ア) 食料自給率向上に向けた取組

北陸管内の平成22年度における食料自給率は

80%と高い値を示している一方、米を除く自給率は12%と全国の水準を下回っている。

このため、食料自給率向上に向け「フード・アクション・ニッポン」及び「ライスランド北陸」キャンペーンを実施し、その中で、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産の米粉・大豆・六条大麦の消費拡大や、地産地消を推進するパネル展示や資料配布を積極的に行って食料自給率向上につながる行動を市民にPRしている。

食料自給率向上に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポンアワード2012」への応募を呼びかけた結果、北陸管内の団体等から多数の応募があり、16件が入賞し、この内3件が優秀賞を、1件が審査委員特別賞を受賞した。

また、東日本大震災被災地の食と農の復興を応援する取組である「食べて応援しよう!」への参加についても、各種イベント等で積極的にPRした。

加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、福井県坂井北部丘陵地において、生産者、流通業者、実需者等が参集した現地検討会を開催した。

また、飼料自給率の向上を図るため、転作田における稲発酵粗飼料や飼料用米の作付拡大に取り組みできており、平成24年産の稲発酵粗飼料の作付面積は572ha（対前年比7%増）、飼料用米作付面積は3,065ha（対前年比0.5%減）となった。

(イ) 米・米粉の消費拡大の推進

米の消費拡大に向けて、朝食欠食の改善に向けた「めざましごはんキャンペーン」のほか、各種イベント等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉の利用促進を図るため、消費者団体を対象に現地研修会（平成24年11月新潟市及び胎内市）の開催、学校給食への米粉パンの導入推進、「米粉製品販売店マップ」の追加更新、関係団体と連携した米粉料理講習会への参加など各種の取組を通じて普及を図った。

イ 農業者戸別所得補償制度の着実な推進

(ア) 農業者戸別所得補償制度の取組

平成22年度に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、平成23年度から畑作物にも対象を拡大して本格実施となり、平成24年

度も同じ仕組みで実施した。

平成24年度の加入推進に当たっては、県段階、地域段階の農業再生協議会と連携しながら、積極的に推進活動を展開した。特に米の需給調整非実施者の多い新潟県においては、新潟市周辺を中心として加入推進重点地域を設定し、需給調整非実施者への戸別訪問等の取組を実施した。

北陸管内の申請件数は12万2,224件となり、前年度の支払実績と比べて4,378件減少した。

経営形態別にみると、個人が11万9,591件、法人が1,444件、集落営農が1,189件となり、平成23年度と比較して個人が減少する一方で、法人及び集落営農は増加している。

交付金別にみると、米の所得補償交付金が11万8,767件、水田活用の所得補償交付金が5万7,460件、畑作物の所得補償交付金が8,649件となり、前年度と比較して米の所得補償交付金が減少し、水田活用の所得補償交付金及び畑作物の所得補償交付金は増加している。

(イ) 平成24年産米の需給調整の取組

米の需給調整は農業者戸別所得補償制度の実施により、農業者が生産数量目標に即した米生産を行うようその実効性の確保に努めた。また、生産者に対し米の需給調整の必要性の周知に努めた。

その結果、過剰作付は前年に比べ全国で約2千ha増加し、2万4千ha程度となっている。北陸管内では、富山、石川、福井県は、昨年に引き続き生産数量目標の範囲内の作付けとなったが、新潟県は前年に比べ1,175ha程度減少したが生産数量目標（面積換算値）10万3,200haに対し4,100haの過剰作付面積（対前年約380ha増）となった。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

(ア) 認定農業者の動向

平成24年3月末現在の認定農業者数は、高齢化等のため再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、認定農業者制度創設以来はじめて減少し、1万7,828経営体（対前年427経営体の減）となった。

一方、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ83経営体増加し1,586経営体となった。

(イ) 集落営農の組織化・法人化の動向

平成25年2月1日現在の集落営農数は2,326（全国構成比16%）で、前年に比べ28増加した。組織形態別にみると、法人となっているものは785で全体の34%で、全国の20%を14ポイント上回っている。

また、担い手不足が見込まれる地域において農地・農作業の受け手となることが期待される特定農業団体及び特定農業法人の数は、平成24年3月末現在で、それぞれ175及び155となっている。

(ウ) 一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人（一般法人）が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。この改正を受けて、平成21年12月から平成24年12月の3年間で新たに78法人が農業に参入した。改正農地法施行以前6年半（平成15年4月から平成21年12月）の間に参入した法人数は55法人であることを踏まえると、大きな伸びとなった。

(エ) 農地利用集積の状況

農地利用集積円滑化団体の実施する農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用した農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算を通じ、平成24年度において、新たに4,067haが面的にまとまった形で認定農業者等に集積された。

(オ) 優良農地確保対策の推進

平成21年に改正された農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、耕作放棄地の再生利用等を推進するため北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームを設置し、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により荒廃農地の実態把握を行うとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策等の支援策に係る説明会の開催、耕作放棄地解消取組事例集の農政局ホームページへの掲載等を行い、耕作放棄地の解消等に向けた取組を実施した。

(カ) 新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度から新たに青年の就農前の研修期間及び就農直後の所得を確保する青年就農給付金事業を実施した。また、新たに就農しようとする青年等を対象に、引き続き就農支援資金（無利子）の貸付等の支援を行った。

このほか、新規就農に関する情報を提供するため、（公社）ふくい農林水産支援センター等と協力し新規就農セミナー（2月）を開催するとともに、各県の就農支援施策をまとめたパンフレットを更新し関係機関への配布を行った。

(キ) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、「北陸地域農山漁村女性6次産業

化実践セミナー」(7月)及び「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」(11月)を開催した。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a コミュニケーションの推進と消費者への情報提供と意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe~講座」を56回実施するとともに、「消費者団体との意見交換会」を「食の安全・消費者の信頼確保」、「生産者と消費者との相互理解の推進」の2テーマで実施(各県2回、延べ8回)し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

各県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。農産物の農薬残留やカドミウム含有等の実態についても各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病害虫防除・試験研究機関担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病害虫同定診断技術の向上を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内で高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫が発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「北陸農政局管内において特定家畜伝染病が発生した場合等における対応マニュアル」に基づき、防疫支援体制等を確認するための模擬訓練及び防護服の着脱訓練をそれぞれ実施した。

d ペットフード安全法に関する取組

ペットフード安全法に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、販売業者への立入調査及び卸売業者への立入検査を実施した。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び販売業者等に対して監視・指導を行った。

f 放射性セシウムを含む堆肥等の取扱いの適正化

放射性セシウムを含む稲わらを給餌された牛のふん尿から生産された堆肥等による農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農畜産物の生産を確保するため、平成23年8月に設定された「肥料等の放射性セシウム濃度の暫定許容値」を各県と連携しながら生産者、製造業者への啓発・周知に努めるとともに、混乱のないように事業者等からの問合せ等に対応した。

g 食品表示の監視・指導等

JAS法に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は16業者に文書指導を実施したほか、農林水産大臣が北陸管内の1業者に指示・公表の措置を行った。

また、事業者及び消費者に対して、食品表示制度の普及・啓発を図るための出張講座等を実施(77回)するとともに、食品の製造・流通・卸・小売業者に対して、北陸管内5都市において「食品事業者表示適正化技術講座」を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、「食品表示監視協議会」を各県にて開催し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 米の適正流通確保等に向けた取組

a 用途限定米穀の横流れ防止

食糧法遵守省令に基づき、用途限定米穀(新規需要米、加工用米等)の適正流通確保のため、対象事業者等への立入検査を実施した。

また、制度の普及・啓発のため、平成24年度は北陸管内で25回の説明会等を実施した。

b 米トレーサビリティ法について

同法に基づき、米穀を使用する北陸管内の飲食店等を対象に履行確認等のための立入検査を実施した。また、同法に基づく取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達等について、関係する各種事業者団体への普及・啓発のため、平成24年度は北陸管内で84回の説明会等を実施した。

c 適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法に基づく制度の適切な運営を図

る観点から、北陸管内の登録検査機関を対象に立入調査を実施した。

(ウ) 地域における食育の取組

「食育月間」の取組として、北陸管内各県において、とくだねe～講座「気をつけてますか？毎日の食事」をテーマに開催した。また、石川県では、食育現地見学会を開催し、生産現場等を訪問して意見交換を行い、食に関する知識を深めた。このほか、「移動消費者の部屋」の開設によるパネル展示、企業・大学等の食堂での卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動等を実施した。

「食育ネットほくりく」交流会を金沢市で開催し、「食育と豊かな人間形成について」をテーマに竹下和男氏に「子どもが作る“弁当の日”」の講演をいただくとともにパネルディスカッション、意見交換を実施した。

「日本型食生活」の普及を目指した取組として、パンフレット『日本型食生活 いただきます』を活用し情報提供を行った。また、一般消費者を対象に「日本型食生活」認知度アンケート調査を実施した。

子供から大人まで幅広い層の方々に教育ファームを始めとした農林漁業体験への参画を促すため、教育ファーム取組主体の活動を調査し農政局ホームページで紹介した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページ、リーフレット等を活用して食育に関する情報提供を行った。

オ 6次産業化等への取組

(ア) 6次産業化の推進に向けた取組

引き続き各県に6次産業化サポートセンターを設置するとともに、プランナー選定評価委員会の審査を経て、新たに24名の「6次産業化プランナー」を選定した。

各県サポートセンターに登録された6次産業化プランナーが、総合化事業計画認定につながる相談対応や、法認定後のフォローアップまでの総合的な支援を行い、更なる6次産業化の推進を図った。

また、各県ごとに県、農林漁業団体、ボランティアプランナー等を構成員とする「6次産業化推進企画委員会」を設置し、関係機関との密接な意見交換・情報共有を図った。

このような取組の結果、平成24年度は総合化事業計画30件、研究開発・成果利用事業計画1件の計31件の事業計画を認定した。

(イ) 地産地消の推進に向けた取組

地産地消の推進のため実施された「地産地消給食等メニューコンテスト」の学校給食・社員食堂部門において福井県の団体が農林水産大臣賞を、富山県の団体が文部科学大臣賞を、また、外食・弁当部門において富山県の団体が食料産業局長賞をそれぞれ受賞した。また、北陸農政局長賞を設定し、外食・弁当部門において北陸管内1団体（福井県）を表彰した。

このほか、地産地消優良活動表彰として、新潟県の団体の取組が食料産業局長賞を受賞し、5団体（新潟県1、富山県3、福井県1）を北陸農政局長賞として表彰した。

(ウ) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための勉強会（11月）を開催した。

また、輸出オリエンテーションの会（輸出促進研修会）（2月）を開催し、セミナー、模擬商談会等実践的な研修を通して輸出意欲のある事業者への支援を行った。

カ 農山漁村地域の活性化への取組

(ア) 農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村活性化法」に基づく「活性化計画」が、21市町において新たに26計画策定され、平成19年度からの累計で63市町において179の計画が策定されている。これらの「活性化計画」に基づき米粉処理加工施設の導入など、農山漁村地域の創意工夫を活かした取り組みに対し「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援を行った。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクトなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付（「食と地域の交流促進対策交付金」。北陸管内49地区）した。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、特措法）及び鳥獣被害防止総合対策事業について北陸管内市町村等への周知

を図った。

その結果、平成25年3月末現在で、北陸管内81市町村中71市町において特措法に基づく被害防止計画が作成され、50地域協議会（63市町）において上記事業が実施された。また、同法に基づき実践的活動を行う鳥獣被害対策実施隊は39市町において設置された。

(エ) 農地・水保全管理支払交付金の推進

本対策は、農地・農業用水等の資源の保全管理活動と農村環境の保全活動として平成19年から実施している。

北陸管内の各県、市町村、地域協議会を構成員とする「農地・水保全管理支払ネットワーク会議」を開催し、情報共有と連携強化を図っている。

その結果、平成24年度には共同活動支援交付金については、2,554地区（対前年106地区増）、14万2,502ha（対前年1万8,998ha増）にて取組が行われた。

また、平成23年度から新たに、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等の取組として、向上活動支援交付金が追加され1,001地区、5万628haにて取組が行われた。

(オ) 中山間地域等直接支払制度の推進

平成24年度は、北陸管内66市町村で2,082協定が締結され、3万2,724ha（対前年818ha増）の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

キ 農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は66.6%、1ha程度以上の区画整備済面積の割合は9.7%となっている（平成23年度時点）。

平成24年度は、北陸管内で国営かんがい排水事業9地区〔柏崎周辺二期、新川流域、阿賀野川用水、加治川用水、新川流域二期、佐渡一期及び二期地区（以上新潟県）、九頭竜川下流一期及び二期地区（福井県）〕及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸地区（富山県）〕において事業実施（継続）した。

ク 環境保全型農業等の推進

(ア) 環境保全型農業の推進

北陸管内の持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、平成25年3月末現在で4万2,232件（前年同月末4万336件、対前年比4.7%増）と前年に比べ増加した。

また、平成23年度から実施されている環境保全

型農業直接支援対策について、北陸管内各県等で説明会等を開催するなど制度の周知を図った。その結果、平成24年度に係る同対策による交付件数は2,292件（対前年比64.9%増）、実施面積で7,131ha（同70.7%増、全国の17.2%）となり、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する環境保全効果の高い営農活動の取組が実施された。

(イ) 生物多様性の保全への貢献

GIAHS（世界農業遺産）認定地域である新潟県佐渡地域（佐渡市）及び石川県能登地域（七尾市ほか7市町）の取組について支援するとともに、平成25年5月に石川県七尾市で開催される世界農業遺産国際会議（石川県、国連食糧農業機関（FAO）、農林水産省共催）の準備に取り組んだ。

また、行政機関、地域農業者及び研究機関で構成する「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」を開催し、トキの野生定着と佐渡での持続可能な農業振興を両立させる取組を進めた。

(ウ) バイオマス利活用の推進

「バイオマス活用推進基本法」に基づき、北陸管内の県及び市町村に対して、地域のバイオマス活用推進計画の策定について周知を行った。

また、バイオ燃料生産拠点確立事業の補助事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

(4) 関係機関との連携強化

北陸管内各県・市町村、土地改良区等から、随時「施策提案」を受け、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望・相談に対応し、地域農政への理解醸成に取り組んだ。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

北陸管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、平成24年度は、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を7回開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

農政局ホームページは、食料自給率の取組をはじめ、人・農地の問題や農山漁村の6次産業化、再生可能エネルギー、戸別所得補償制度（経営所得安定対策）など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等にわかりやすく発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を毎月5日と20日に配信

した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の管内の経済情勢をみると、当初は、前年度からの持ち直しの動きが続き、ゆるやかな回復がみられたが、後半は、海外経済の減速した状態がやや強まったことなどを背景に、全体として弱めの動きとなった。

設備投資は、製造業を中心に持ち直し、前年比べて着実に増加した。

個人消費は、自動車購入支援策の拡充や被災地での震災関連需要などを背景に、緩やかに持ち直しの動きがみられた。

生産は、当初、自動車関連を中心に増加したが、後半は、エコカー補助金の終了を主因に一時減少した。

雇用情勢は、当初、生産の増加を受けて改善の動きがみられたものの、後半は弱めの動きとなった。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成24年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は176万8千円、農業経営費は166万5千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は10万3千円となった。

また、農外所得は186万6千円、年金等の収入は266万7千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は463万5千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は8万4,800haで、前年産に比べ400ha（0%）減少した。

10a当たり収量は504kgで、作況指数は101となった。

これは、もみ数は平年並みに確保され、登熟もおおむね順調に推移し、平年並みとなったためである。

収穫量は42万7,100tで、前年産に比べ5,400t（1%）増加した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は42万1,600tとなった。

イ 小麦

平成24年産小麦の作付面積は1万4千haで、前年産に比べ300ha（2%）減少した。

10a当たり収量は306kgで、前年産を30kg（11%）上回った。

収穫量は4万2,900tで、前年産に比べ3,500t（9%）増加した。

ウ 大豆

平成24年産大豆の作付面積は1万1,200haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は140kgで、前年産を34kg（32%）上回った。

収穫量は1万5,700tで、前年産に比べ3,800t（32%）増加した。

エ 茶

平成24年産茶の摘採延べ面積は8,180haで、前年産に比べ370ha（4%）減少した。

生葉収穫量は4万2,800tで、前年産に比べ1,200t（3%）増加した。

荒茶生産量は9,140tで、前年産に比べ220t（2%）増加した。

オ 野菜

平成24年産指定野菜の作付面積は1万7,700haで、前年産並みとなった。

収穫量は64万5,100tで、前年産に比べ2万7,800t（5%）増加した。

品目別では、キャベツが27万8千t（前年産に比べ13%増加）、トマトが8万2,100t（前年産並み）となった。

出荷量は55万5,900tで、前年産に比べ2万9,600t（6%）増加した。

カ 果樹

平成24年産主要果樹（みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり）の栽培面積は8,740haで、前年産に比べ130ha（1%）減少した。

収穫量（主産県）は10万6,800tで、前年産に比べ1万t（10%）増加した。

品目別では、みかんが5万1,100t（前年産に比べ5%減少）、かきが3万5,900t（同52%増加）となった。

出荷量（主産県）は9万4千tで、前年産に比べ8,600t（10%）増加した。

キ 花き

平成24年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が1,609ha（前年産に比べ1%減少）、鉢もの類が434ha（同1%減少）、花壇用苗もの類が192ha（前年産並み）となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成25年2月1日現在の飼養戸数は602戸で、前年に比べ26戸（4.1%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は72.6頭で、前年に比べ1.1頭（1.5%）増加した。

(イ) 肉用牛

平成25年2月1日現在の飼養戸数は1,220戸で、前年に比べ64戸（5.0%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は91.6頭で、前年に比べ2.6頭（2.9%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

平成25年2月、国民一人一人が取組可能な国産農産物の消費拡大運動の推進に向け「未来をリードする若者の視点から食料自給率の向上を考える」をテーマに、愛知学院大学と連携し「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

また、小・中学生向け食料自給率啓発資料として「2013東海食べもの探検記」を新たに発行したほか、大学等へ講師を派遣し、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

食料消費面の取組として「第2次食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者との連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践のための取組を推進した。併せて「とうかい食育推進だより」、「ThePaper教育ファームねっとわーく東海」及び教育ファームメールマガジンを発行するとともに、管内の教育ファームの取組事例等をホームページで紹介した。

米の消費拡大に向けて、学校給食関係者に米飯学校給食の増加の働きかけを行った。また、米粉食品の認知度を向上させるため、消費者向けには、情報発信（市民講座1回、出向展示2回）や料理教室の開催による利用促進活動を行うとともに、米粉製造・販売業者等には、米粉パン製造技術講習会及び米粉を使った洋菓子製造技術講習会やお互いの情報交換により、米粉食品取扱店の拡大と商品幅の拡大を図った。米粉食品取扱店が参加する会議には生産者団体にも参加を呼びかけ、意見交換の場を設ける中で生産者団体と実需者のマッチングを行った。あわせて各県団体の米粉ネットワークとの連携や関係機関との連携も図った。

(ウ) 生産面の取組

戦略作物の麦・大豆については、農業者戸別所得補償制度の加入推進活動を通じた生産拡大の取組により、平成24年産の麦類の作付面積は1万4,600ha（対前年比99%）、大豆は1万1,200ha（前年並み）となった。また、新規需要米のうち米粉用米については、米粉食品の普及推進の活動等により、作付面積は、171ha（対前年比109%）となった。

飼料作物については、WCS用稲、飼料用米の生産・利用推進に係る技術検討会の開催、事例集の作成・配布等の取組を通じ、WCS用稲（平成23年421ha→平成24年457ha）及び飼料用米（平成23年1,839ha→平成24年2,265ha）といった水田における飼料作物作付面積の伸びにより、平成24年度における飼料作物作付面積全体は対前年比106%の8,040haとなった。

一方、食品残さの利用については、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を「エコフィード利用畜産物」として認証する制度が平成23年5月から開始され、このことに対し説明会を開催し普及・啓発等を行った。また、ホームページに掲載している「食品残さ飼料化データベース」を拡充し、食品残さの供給者と利用者のマッチングを行った。

(エ) 地産地消の推進

地産地消の取組を自ら実践するため、また、東日本大震災により被害を受けた地域を応援するため、管内の食材と東北・関東地域の食材を使用した「東日本応援東海べんとう」を毎月1回局内の食堂で提供した。

さらに、平成24年11月から「食べて応援しよう」の一環として、本べんとうに福島県産米を使用した。

また、学校給食や社員食堂等で地場農林水産物を使ったメニューを表彰する「第5回地産地消給食等メニューコンテスト」において、管内から「西尾市立西尾中学校」（愛知県西尾市）及び「社会福祉法人足近保育園」（岐阜県羽島市）が食料産業局長賞を受賞するとともに、「平成24年度東海地域地産地消給食等メニューコンテスト」において、「中津川市・東白川村食と文化の館」（岐阜県中津川市）、「池田町学校給食センター」（岐阜県揖斐郡池田町）及び「土岐市学校給食センター」（岐阜県土岐市）が東海農政局長賞を受賞した。

(オ) 優良農地の確保

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優

良な農地を農用地区域として確保するため、国と都道府県が「確保すべき農用地面積の目標」として、岐阜県4.5万ha 愛知県6.0万ha 三重県5.5万haが設定され、農地制度の改正に伴う農地転用許可制度の厳格化等により、優良農地の確保に取り組んだ。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」「耕作放棄地全体調査」により岐阜県4.5ha、愛知県12.2ha、三重県3.6haを支援し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等、耕作放棄地対策を推進した。

イ 農業者戸別所得補償制度の推進

本格実施2年目の農業者戸別所得補償制度をさらに推進するため、局内及び各地域センターに設置している農業者戸別所得補償制度推進チームを活用し、本省、局内関係各課、関係機関との連絡調整、農業者からの相談等に対応するとともに、各地域に担当職員が出向き、局で作成したパンフレット等を活用して地域農業再生協議会への説明及び農業者への加入推進を行った。

また、

- (ア) 地域農業再生協議会と連携し、出張受付会を行って、新たな加入者の掘り起こし
- (イ) 需給調整非実施者の割合が高い地域及び加入率の低かった地域に対し、重点的な推進
- (ウ) 対策に未加入の大規模農業者に対し、電話、パンフレット郵送等の加入推進を行った。

その結果、管内の支払件数は7万1,686件となり、経営形態別の内訳は、個人が7万930件、法人が414件、集落営農が342件となった。

事業別の支払件数は、米の所得補償交付金が6万4,547件、水田活用の所得補償交付金が2万5,146件、畑作物の所得補償交付金が2,188件となった。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

消費・安全対策交付金の事業等を通じ、「農業生産工程管理（GAP）」の現場への導入や、

指導者の育成及び研修等の取組を支援した。

平成25年3月末現在の管内におけるGAP導入産地数は156産地となった（米、麦、大豆、野菜及び果樹産地を対象に調査）。

(ウ) JAS法に基づく食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者における食品の表示実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の調査を計画的に実施するとともに、違反が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等を行った。

また、各種団体が開催する食品表示説明会に講師を派遣したほか、各県において食品の製造業者、流通業者（小売・卸・輸入）を対象に適正な食品表示を行うための表示方法を紹介する「食品事業者表示適正化技術講座」を開催し、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行った。

さらに、「親子食品表示パトロール隊」を各県で実施し、幅広い年代層に対して食品表示への関心喚起に努めた。

食品企業におけるコンプライアンスの徹底を図るため、岐阜県が開催した「食品表示講習会」に参加し、出席した企業に「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き」により社内の取組の点検・検証を行って必要な取組を実行していくとともに、その取組を外部に公表していくよう要請した。

(エ) 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、外食事業者を中心に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するための巡回立入検査を実施した。

また、制度の周知啓発を図るため、保健所、商工会、栄養士会、米穀事業者等からの個別説明会への講師派遣要請に対応した。

食糧法に基づく流通監視については、用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米等）の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ防止を最重点課題として巡回立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、登録検査機関の適正な業務運営の確認のため、事務所及び検査場所に対し巡回立入調査を実施した。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

「消費者の部屋」を設置し、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設等情報発信に努めた。また、地方自治体と連携した市民講座を開催し、農林水産施策情報の受発信を行った。

さらに、消費者・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体等との懇談会、生協との懇談会及び消費者を対象としたランチタイムセミナーを開催するとともに、消費者団体等に対し食品の放射性物質に関する情報提供を行った。

エ 農山漁村6次産業化の推進

6次産業化の取組をさらに拡大するため、「東海地域6次産業化推進協議会」を母体として、地域経済団体、食品流通団体、観光関係団体等の関係者の参画を求め「東海地域農林漁業成長産業化推進協議会」を設置した。

また、6次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画について管内で65件の認定を行った。

これらの総合化事業計画の取組みなどを支援するため、管内岐阜県、愛知県及び三重県の県域毎に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり及び事業化の総合的なサポートを実施した。

オ 農商工等連携・地域資源活用の促進

中部経済産業局とともに、管内の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等との連携のもと、新商品の開発や販路拡大等を支援したほか、新事業分野開拓フォーラムを開催し、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では平成24年度に「農商工等連携事業計画」を11件（平成24年度末累計73件）、「地域資源活用事業計画」を6件（平成24年度末累計50件）を認定した。

カ 人・農地プランの推進

今後の地域の中心となる経営体はどこか、中心経営体にどうやって農地を集めるか、中心経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするのかなど、集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、平成24年2月より始まった、市町村が行う「人・農地プラン」作成の取組について、関係機関・団体と連携・協力して推進を図った。

平成24年度末における人・農地プランの作成状況

は、岐阜県181プラン（30市町村）、愛知県78プラン（43市町村）、三重県94プラン（16市町）となった。

キ 地域の中心となる経営体への農地集積

人・農地プランで位置づけられた地域の中心となる経営体へ農地集積を図るため、県、農業会議等の関係機関・団体と連携し、農地の出し手を対象として交付する農地集積協力金について、各種の会議等で情報を提供し、活用の推進を図った。

平成24年度においては、15市町の148haの対象農地について農地集積協力金を交付した。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、77市町村（平成25年2月末現在）が被害防止計画を作成し、54市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金により地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

東海農政局では、関係機関との連携、情報交換を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する現地説明やホームページ等による情報発信により鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ケ バイオマス活用の推進

バイオマス活用推進基本計画には、平成32年に全都道府県及び600市町村において地域のバイオマス利活用推進計画を策定することが目標に掲げられていることから、管内各県及び市町村に対して、「バイオマス活用推進計画」の策定推進を実施した。

また、管内の関係各省地方支分部局を構成員とする東海地域バイオマス利活用推進協議会を平成24年11月に開催し、バイオマス事業化戦略を周知するとともに、情報共有及び意見交換を行った。

コ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入の促進

管内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係部が連携して先事例等を収集し、ホームページで情報発信した。また、支援事業を活用して地域協議会の設置を促進するとともに、農林漁業者等が参画する発電事業のモデル構築及び発電施設の導入を支援した。

サ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け地域自ら考えて行動する取り組みを支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談に対応した。

また、「農山漁村活性化法」に基づき、平成24年

度までに、県及び市町村が作成した65の「活性化計画」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、定住等及び地域間交流を促進する取組を支援した。

さらに、「食と地域の交流促進対策交付金」により、35地区で、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用した集落ぐるみの都市農村交流や、子どもたちが、農家民泊等を通じて、地域の人々と交流する「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の取組を直接支援した。

シ 環境の保全に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

東海ブロック環境保全型農業推進会議において、環境保全型農業推進コンクール受賞者との意見交換会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を行い、エコファーマーの認定について推進を図った。

結果、平成25年3月末現在の管内のエコファーマー認定件数は4,447件となった。

また、東海ブロック有機農業推進委員会において、有機農業の生産・流通・消費等における課題や関係者の意見等の整理を行い、管内の有機農業の推進方向について検討を行った。

(イ) 環境保全型農業直接支援対策等の取組

平成23年度、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支援対策が創設されたことから、関係機関と連携して、農業者説明会、パンフレットの配付、ホームページやメールマガジン等による情報発信を行い本対策の周知を図った。

その結果、平成24年度環境保全型農業直接支払交付金の取組実績は271件、795haとなった。

ス 地域資源保全に向けた取組み

農地・水保全管理支払交付金の取組

農業生産にとって必要な資源である農地・農業用水等の保全に関する地域ぐるみで効果の高い共同活動と、老朽化が進む農地周りの水路等の長寿命化を図る向上活動を支援し、地域振興に資することを目的に実施しており、これらの取組みを広く周知するため、優良事例の情報提供や東海農政局農地・水シンポジウムを開催するなど地域での取組が円滑に進むよう支援した。

また、管内における平成24年度の共同活動支援交付金の組織数は1,028組織、取組面積は約6万5千ha、向上活動支援交付金の組織数は446組織、取組

面積は約2万5千haとなっている。

なお、シンポジウムにおいて「農業協働力による地域活動の活性化」をテーマとした基調講演、取組事例報告、ワンポイント研修、表彰式を行っている。

セ 輸出促進に向けた取組

輸出促進ホームページによる事業公募等の情報発信を行った。

また、輸出普及・啓発活動では、平成19年から毎年「輸出オリエンテーションの会」を実施し、平成24年度は、国内外のバイヤー6社を招へいしてセミナー及び商談会を開催した。

さらに、平成23年3月の東京電力福島原子力発電所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制強化を受け、管内の食品等の輸出が円滑に行えるよう、輸出に関する証明書の交付における県等との連絡調整、県への人的支援、影響を受けた管内輸出業者からの相談対応や輸出促進協議会を通じた輸出企業への情報提供等を実施した。

ソ 花育活動の推進

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、花育の取組を行った。

花育検討委員会を開催し、教育機関における花の癒し効果検証調査に対する対応検討、各県・団体と花育の取組について情報交換を行ったほか、「夏休み親子特別セミナー」を管内の花き市場で開催し、親子で花の生産流通について学び、コンテナガーデンやアレンジメント体験を通じ花とふれあう花育活動を行った。

タ 農業水利施設の適切な更新・保全管理に向けた取組

農業水利施設等の適切な更新・保全管理のため、ストックマネジメントを実施した。

管内の国営事業で造成した農業水利施設について、平成24年度から平成28年度までの5カ年間に、新たに調査対象となる施設及び過去の調査で老朽化が進行している施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画の策定及び見直しを行うこととしており、平成24年度は国営事業地区3地区を対象に実施した。

チ 東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、岩手・宮城・福島県の沿岸部を中心とした地域に多くの技術者を派遣した（平成24年度の実績は、福島県相馬市：16人、広野町：1人、須賀

川市：12人)。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催した。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信(55回)、記者へのレクチャー(3回)、報道関係者現地調査(2月・愛知県、三重県下)、記者勉強会(1回)を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による情報の受発信

ホームページにおいて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針に基づき、人・農地プランや農業者戸別所得補償制度、農山漁村の6次産業化等、平成24年度に重点的に施策展開がなされた事実及び予算の広報等を中心に、情報の発信を行った。

なお、ホームページを通じて国民から寄せられた照会等への対応については、「東海農政局ホームページ管理・運営規定」に基づき、業務を所掌する各部課等と連携し、正確で迅速な対応となるよう、取り組んだ。

また、農業政策情報はもとより、管内の話題のスポットや旬な農産物等を幅広く紹介する政策情報誌「食・農びっくあっぷ」を毎月作成したことに加え、臨時号を2回発行、計14回発行し、ホームページへも掲載した。

さらに、ホームページを補完するため、東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回及び特別号として、計22回発行した結果、平成24年度末の読者数は4,969人となった。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の管内の経済情勢をみると、足踏みな

いし弱含みの状態で推移していたが、第4四半期に入って緩やかに持ち直した。

主要項目別にみると、生産面では海外経済減速等の影響から全体として弱含みの状態であったが、次第に下げ止まり、年明けからは、緩やかに持ち直しの動きがみられた。

個人消費面では、前年のエコポイント特需の反動やエコカー補助金終了の影響がみられたものの、第4四半期に入り消費者マインドの改善等からゆるやかに持ち直しの動きが出てきた。

雇用面は依然厳しい状況にあるものの、第4四半期には緩やかに持ち直しの動きがみられたが、雇用者所得はなお横ばい状態であった。

イ 農業経営

平成24年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は142万円で、前年に比べ6.2%増加した。

一方、農業経営費は123万円で、前年に比べ1.2%増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は19万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲の作付面積(子実用)は10万9,100haで、前年産並みとなった。

作柄は、6月上・中旬の日照不足及び6月下旬の低温の影響により、初期生育が抑制されたが、7月中旬以降はおおむね天候に恵まれたこと等から、作況指数101で、10a当たり収量515kg、収穫量は56万1,400tとなった。

イ 野菜

平成24年産野菜の作付延べ面積は2万4,700haで、前年産に比べ300ha(1.2%)減少した。

うち、指定野菜(平成24年産が主産県調査のため、一部の府県でレタス、にんじん及びピーマンが調査対象外であったことから、これら3品目を除く対前年産比較可能な指定野菜11品目)の作付面積は1万2,800haで、前年産に比べ100ha減少した。収穫量は40万6,200t、出荷量は30万6,800tであった。

ウ 果樹

平成24年産果樹の栽培面積は2万8,200haで、前年産に比べ100ha(0.4%)減少した。

うち、温州みかんの主産県(大阪、兵庫、和歌山)における結果樹面積は8,380haで、前年産に比べ40ha(0.5%)減少した。収穫量は17万7,900tで、平成22年産(隔年結果があることから平成22年産と比較)に比べ9,300t(5.5%)増加した。これは、開

花期の気象条件に恵まれたことから、着果数が多く、台風等の被害も少なかったこと等による。

かきの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は4,640haで、前年産並みとなった。収穫量は8万4千tで、前年産に比べ8,200t（10.8%）増加した。これは、展葉期から開花期にかけて気象条件に恵まれたため、着花数が増加したことに加え、生理的落下も少なかったことから、結果数が増加したこと等による。

うめの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は5,500haで、前年産並みとなった。収穫量は5万7,700tで、前年産に比べ1万200t（15.0%）減少した。これは、開花期の天候不順により、結果数が減少したこと等による。

エ 畜産

平成25年2月1日現在における家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は3万1,200頭で前年に比べ1,400頭（4.3%）減少した。

肉用牛は8万5,600頭で前年に比べ2,400頭（2.7%）減少した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 米の消費拡大の取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」の普及など、米の消費拡大を目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、移動消費者の部屋及び市町村等が主催するイベントにおいて、パネル展示と資料配布を行った。

また、米飯学校給食推進のため、米飯学校給食に係る状況調査結果を踏まえ、関係機関へ米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

なお、平成23年度米飯給食の週平均実施回数は、全国で3.3回（平成22年度3.2回）であるが、管内の各府県では2.9～3.9回（平成22年度2.8～3.9回）と徐々に増加してきている。

b 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、平成24年度には、「米粉まつり2012～未来に向けてますます進化する米粉！～」を開催し、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、製粉機械の紹介、米粉料理教室等を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組とし

て、「米粉パン製造技術講習会」と「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」を開催した。

さらに、大学での米粉調理講習会への米粉助成や、学生に対する米粉利用の可能性についての説明を行った。

(イ) 新規需要米の取組

平成24年度の管内における新規需要米のうち飼料用米及び稲醪醜粗飼料用稲の作付面積は、引き続き農業者戸別所得補償制度における戦略作物として助成措置が講じられたことから、農業者の生産意欲は高く、飼料用米は906ha（前年度比1.3倍）、稲醪醜粗飼料用稲は643ha（同1.1倍）となった。しかし、米粉用米は需要の減少により167ha（同0.8倍）となった。

イ 食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口へ寄せられた相談件数は317件であり、東日本大震災に伴う原発事故関連のものは減少した。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において338回の展示を実施するとともに、小学生と保護者を対象に「食と農の再生～私たちにできること～」をテーマとした「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を55回開催した。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等3,186件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは2件あった。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令（平成22年4月施行）に基づき、用途限定米穀（新規需要米・加工用米等）の生産者、出荷業者及び需要者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を実施した。

登録検査機関に対しては、農産物検査法に基づき、管内すべての登録検査機関への監査を実施するとともに、農産物検査を行う検査場所ごとに巡

回立入調査を実施した。

また、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける「米穀流通監視相談窓口」を開設し、問い合わせや情報提供に対応した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届け出の状況等について立入検査等を実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、帳簿の備付けや個体識別番号の表示・伝達の状況について立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施するとともに、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

また、米トレーサビリティ法（平成23年7月施行）に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施した。

(オ) 農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、地域センター等を通じ、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくカドミウム、ヒ素、かび毒及び微生物の含有実態調査を実施した。

(カ) 重要家畜伝染病発生時の体制整備

管内における万一の高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜伝染病発生に備え、防疫服着脱訓練を含めた研修会及び発生した場合の近畿農政局の防疫支援体制等を確認するための机上演習を実施した。

(キ) 食育の推進

命を育む食・農を学ぶ体験型食育とバランスに優れ、我が国の風土にも適している日本型食生活の実践を一体的に進めるため、「未来につなぐ食育プロジェクト」として、①体験型食育活動に取り組む10小学校等、②将来の食育リーダー育成に取り組む9大学等、③食育活動に取り組む8給食事業者の取組を支援した。

また、食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、ホームページを開設し、食

育情報を発信した。

ウ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人と農地の問題を解決するための取組

a 人・農地プランの作成状況

平成25年3月末現在における「人・農地プラン」の作成状況をみると、プラン作成予定の市町村数は152に上り、そのうち集落・地域への説明を実施した市町村は94%の143となっているほか、既にプラン作成に至った地区のある市町村は74%の113市町村となっている。

b 新規就農対策の推進

平成24年度の管内の新規就農者数（39歳以下）は625人で前年度の426人よりも47%増加した。形態別内訳は、新規参入者が65%、Uターン就農者が25%、新規学卒者が10%となっており、新規参入者の割合が近年増加傾向にある。経営類型別にみると、野菜、水稲、果樹作への参入が多く、また、農業法人等への雇用就農者は堅調に増加しており、新規就農者の5割を占めている。

c 農地の利用集積の推進

「人・農地プラン」で位置付けられた中心となる経営体への農地の利用集積を推進するため、平成23年度から農地利用集積円滑化事業により、面的集積し新たに規模拡大を行った場合に、その面積に応じて、10a当たり2万円が交付される規模拡大加算を措置しており、平成24年度は827haに対して交付した。

また、平成24年度からは、「人・農地プラン」に定められた地域の中心となる経営体の農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を措置しており、117haに対して交付した。

(イ) 農業者戸別所得補償制度の推進

a 農業者戸別所得補償制度の申請状況

近畿農政局及び各地域センターでは、制度の円滑な実施に向け地域農業再生協議会、市町村、府県等と連携しながら推進活動を展開した。この結果、平成24年度の管内における農業者戸別所得補償制度の申請件数は13万5千件となった。経営形態別では、個人13万4千件、法人505件、集落営農1,100件となっており、法人の申請件数が前年度に比べ増加した。

b 米の所得補償交付金

米の所得補償交付金の24年度の支払状況は、交付件数で23年度より4,700件減少し12万件（前年度比96.2%）となったものの、農地集積に伴

い支払面積（10a控除後）が505ha増加したことから、交付金額で8千万円増加し100億6千万円（同100.8%）となった。

c 水田活用の所得補償交付金

水田活用の所得補償交付金の平成24年度の支払状況は、交付件数で平成23年度より3千件減少し48,200件（前年度比94.2%）となったものの、麦や大豆（交付単価35,000円/10a）の作付面積が減少し、飼料用米やWCS用稲（交付単価80,000円/10a）の作付面積が増加したことから、交付金額は3千万円増加し96億1千万円（同100.3%）となった。

d 畑作物の所得補償交付金

畑作物の所得補償交付金の平成24年度の交付状況は、交付件数で164件増加し、2,784件（前年度比106.3%）、交付金額で7億4千万円増加し、43億4千万円（同120.6%）となった。

(ウ) 農地・水保全管理の推進

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全する「共同活動支援」に対する管内での取組状況は、活動組織数3,216、取組面積10万3千haとなり、府県別割合をみると、滋賀33%、京都14%、兵庫45%の3府県で管内の9割以上を占め、活動組織数でもこの3府県で9割以上を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、54%となり、府県別割合をみると、滋賀66%、京都58%、兵庫74%となった。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動や広域での取組を強化する「向上活動支援」に対する管内での取組状況は、活動組織数1,760、取組面積5万1千haとなり、府県別割合をみると、兵庫が管内の6割を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、27%となった。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

(エ) 鳥獣被害対策の推進

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、狩猟免許所持者の減少・高齢化が進む中、被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による取組が重要となっている。

近畿農政局では、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、箱わな

の導入、防護柵の設置等の取組を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行った。

南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会（京都、兵庫、大阪）や宇陀・名張地域鳥獣被害防止広域対策協議会（奈良、三重）では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

また、平成24年度補正予算（平成25年2月28日成立）において措置された鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金（基金事業）について、基金を造成する府県協議会の設立に向けた説明会を開催し、平成24年度末までに各府県協議会において基金を造成した。

(オ) 耕作放棄地解消の取組

a 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成24年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して24haの耕作放棄地を再生した。

b 農業ボランティア団体等への支援

平成23年度から事例研究や相互交流を目的とした「農地等活用ボランティア情報交換会」を開始し、平成24年度は9月に京都府京丹波町で開催した。

また、耕作放棄地の再生・活用を支援するため、近畿農政局及び地域センターの職員による「みんなで耕し隊」を結成し、地域の人達と連携し、耕作放棄地の草刈り等のボランティア活動に取り組んだ。平成24年度は、近畿農政局が主催する滋賀県甲賀市滝地区と京都府南山城村高尾地区でのボランティア活動と府県が主催するに取組に、計11回、延べ99名の職員が参加した。

(カ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るために締結された協定数は2,175、交付面積は2万6,153haとなった。交付面積の対象農用地面積に占める割合は66%となった。

なお、地目別の交付面積は、田が1万4,062ha、畑が1万2,034ha、草地在1ha、採草放牧地が56haとなった。

また、管内の交付面積の府県別割合は、和歌山44%、京都20%、兵庫19%、奈良11%、滋賀6%であった。

エ 農業の高付加価値化等の推進

(ア) 農業・農村の6次産業化の促進

平成23年度に6次産業化の方向性を示した「近畿農業・農村6次産業化方策」に基づき、農林漁業者や企業等が取り組む6次産業創出を側面的に支援する「近畿農業・農村6次産業倶楽部」の活動を展開した。

具体的には、地方公共団体、関係団体からの要請等により広域商談会を5回、6次産業化の取組の裾野を広げるため、地方公共団体や地域等からの要望を踏まえ地域勉強会を19回実施するとともに、食と農林漁業等に係る情報を定期的に発信するため、近畿6次産業倶楽部員及び近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員を対象にメールマガジンをこれまでに58号発行した。この結果、平成24年度の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は236件となった。

また、9月と3月には近畿産業連携ネットワーク交流会、2月には近畿産業連携ネットワーク連絡会議を開催し、農林漁業者（団体）と企業等との異業種連携を図り、新たな産業創出を図った。

(イ) 地産地消の推進

学校給食、社員食堂、外食・弁当等のメニューを対象に、生産者との交流促進の取組や地場農林水産物の使用頻度という観点から地産地消の取組を表彰するコンテストを開催した。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出促進の取組

平成24年度は、近畿地域農林水産物等輸出促進協議会として、経済産業省との共催による「農林水産物・食品分野における海外展開セミナー」の実施や「輸出セミナー&情報交換会」（7回実施）の開催を通じて、輸出促進に取り組む事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行った。

輸出促進関係補助事業では、「平成24年度輸出サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業」には府県協議会、事業協同組合等6事業者が採択され、「産地PR・国内商談会」、「海外販売促進活動」等に取り組んだ。

また、東京電力（株）福島原子力発電所事故により、諸外国・地域へ食品等を輸出する際には、政府機関による放射性物質検査等に係る証明書の発行が求められたことから、平成23年4月から府県及び国の機関による証明書の発行を実施した。平成24年度の近畿農政局（大津地域センター、大阪地域センター及び奈良地域センターを含む。）における発行件数は6,910件となった。

オ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づく府県におけるバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）が兵庫及び京都で策定された。また、平成25年3月までに地域推進計画及びタウン構想を公表した市町村は34市町村となった。

一方、「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月策定）で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築推進に向け、近畿バイオマス活用推進連絡会議を開催し、関係府省等の連携強化を図った。

b 再生可能エネルギー導入の推進

農山漁村に豊富に存在する資源を有効に活用し、農山漁村の活性化を図るため、再生可能エネルギーによる発電の導入促進に向けたキャラバン等を行った。

また、農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業等を10地区（ソフト8地区、ハード2地区・小水力7地区、太陽光3地区）で実施した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会、管内各府県生協連協議会との懇談会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表（72回）するとともに、ホームページによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレーター（メールマガジン）」を月2回、紙媒体の「新鮮mini情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域で年度終盤に持ち

直しの動きがみられるものの、四国地域では弱含んでいる。

個人消費については、中国地域・四国地域ともにおおむね横ばいとなっている。

また、雇用情勢は、厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きに足踏みがみられる中国地域に対し、四国地域では緩やかに持ち直しの動きがみられた。

イ 農業経営

平成24年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり）の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が290万5千円（対前年比102.5%）、四国地域が430万5千円（同112.5%）、農業経営費は中国地域が206万6千円（同101.1%）、四国地域が309万1千円（同108.5%）となった。

この結果、農業所得は中国地域が83万9千円（同106.2%）、四国地域が121万4千円（同124.0%）となった。

総所得は中国地域が433万4千円、四国地域が422万4千円となった。

農業依存度（事業等の所得に占める農業所得の割合）は、中国地域が41.8%、四国地域が58.0%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲の作付面積は17万600haで、前年産に比べ700ha（前年産対比0.4%）減少した。収穫量は87万400tで、前年産に比べ1,400t（同0.2%）増加した。これは、作付面積が前年産に比べて減少したものの、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

作柄は作況指数101で、10a当たり収量は510kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数101、10a当たり収量524kg、四国地域は作況指数100、10a当たり収量482kgとなった。

イ 麦

平成24年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の子実用作付面積は9,080haで、前年並みとなった。収穫量は2万4,900tで、前年産に比べ3千t（同11%）減少した。

作柄は、小麦の10a当たり収量が257kg、二条大麦は322kg、六条大麦は177kg、はだか麦が253kgであった。

ウ 野菜

平成24年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそう

の作付面積は2,150haで、前年産に比べ20ha（同1%）減少した。収穫量は2万2,400tで、前年産並みとなった。

ねぎの作付面積は2,440haで、前年産に比べ20ha（同1%）増加した。収穫量は4万100tで、前年産に比べ1,100t（同3%）増加した。

たまねぎの作付面積は1,410haで、前年産に比べ10ha（同1%）減少した。収穫量は4万5,600tで、前年産に比べ2,200t（同5%）減少した。

トマトの作付面積は1,070haで、前年産並みとなった。収穫量は4万6,900tで、前年産に比べ500t（同1%）増加した。

エ 果樹

平成24年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万2千haで、前年産に比べ300ha（同2%）減少し、近年の裏年である平成22年産に比べ600ha（平成22年産比5%）減少した。収穫量は20万2,600tで、近年の裏年である平成22年産に比べ2万2,700t（同13%）とかなり増加した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,600haで、前年に比べ40ha（同2%）減少した。収穫量は3万3,300tで、前年に比べ900t（同3%）増加した。（平成23年産から山口県が主産県に加わった。）

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,090haで、前年産に比べ30ha（同1%）減少した。収穫量は2万5,900tで、前年産に比べ3千t（同13%）増加した。

オ 花き

平成24年産の主産県計の花きの作付（収穫）面積は、切り花類（岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県計）が1,440ha、鉢もの類（島根県、岡山県、徳島県計）が33ha、花壇用苗もの類（鳥取県、岡山県、広島県、山口県計）が95haであった。

カ 畜産

平成25年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,400戸で、前年に比べ70戸（対前年比5%）減少し、飼養頭数は7万3千頭で、前年に比べ1,100頭（同1%）減少した。1戸当たり飼養頭数は52.0頭で、前年に比べ1.7頭（同3%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は4,340戸で、前年に比べ390戸（対前年比8%）減少し、飼養頭数は19万2,800頭で、前年に比べ5,300頭（同3%）減少した。1戸当た

り飼養頭数は44.5頭で、前年に比べ2.6頭（同6%）増加した。

豚の飼養戸数は321戸で、前年に比べ31戸（対前年比9%）減少し、飼養頭数は57万5千頭で、前年並みであった。1戸当たり飼養頭数は、1,791.3頭で、前年に比べ189.3頭（同12%）増加した。

採卵鶏（種鶏を除く）の飼養戸数は383戸で、前年に比べ34戸（前年比8%）減少し、成鶏めす飼養羽数は、2,376万7千羽で、前年に比べ25万2千羽（同1%）増加した。1戸あたりの成鶏めす羽数は6万2,100羽で、前年に比べ5,700羽（同10%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、農林水産業の潜在力を最大限に引き出すために、農業者自らが需要の動向をつかんで高付加価値化等（農業の構造改革の加速化、農山漁村の六次産業化等）を積極的に進める方向が示されました。このことにより、担い手・農地等に関しては生産現場を強化・改革するため、地域農業者等の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の作成を強力に推進し、地域との意見交換会を開催するなど、中国四国農政局幹部職員が市町村等に直接出向き、各種施策の理解の促進を図った。

イ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成24年3月末現在で2万377（うち法人1,949）経営体と全国23万7,522（うち法人1万5,736）の8.6%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が66.0%であるのに対し、中国・四国地域は53.7%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であるところ、平成25年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,693法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成25年3月末現在、中国四国地域で新たに242法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成23年は1,065人となっている。その内訳をみると、新規学卒就農者が123人、Uターン就農者が522人、新規参入者（農業外からの就農者）が420人となっている。特に新規参入者は平成20年以降、増加傾向にある。

岡山地域での農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：中国四国農政局経営支援課）が平成21年3月10日に発足し、農業分野における障がいのある人の雇用への理解を深めるため、「第4回セミナー」を平成24年9月に開催した。

中国四国農政局では、関係機関等と連携して、「中国四国農政局女性能力活用促進担当者会議」（平成24年6月岡山市）や「農業分野における男女共同参画推進啓発セミナー」（平成24年9月高知市）等を開催し、女性の参画の拡大に向けて普及啓発を図った。

中国四国農政局においては、管内の地理的・気候的に複雑多岐な農業経営を踏まえた地域農業の推進に向けて、地域における農業経営体の育成の在り方を検証し、現場での課題について情報の共有化を図る「集落営農推進プロジェクト」に取り組んだ。

水田・畑作経営所得安定対策の平成24年産の加入申請については、2,148経営体（うち、認定農業者1,964、集落営農組織184）からの申請があった。

また、品目別の作付計画面積は米1万5,887ha、麦7,358ha、大豆2,221haとなった。

中国四国農政局では、ホームページへの掲載等を通じて、対策の周知を図るとともに、農業者の利便を図るため、加入申請受付時には農協等関係機関と連携して出張受付等を実施した。

ウ 農業者戸別所得補償制度

(ア) 農業者戸別所得補償制度の加入促進

平成24年度の農業者戸別所得補償制度は、前年度からの一部変更点（調整水田等の不作付地の改

善計画の扱い等)及び制度の内容を、できる限り多くの農業者に理解していただき、制度の理解不足による未加入や脱退のないよう、各県内で地域協議会等が主催する説明会等に中国四国農政局、地域センター職員が積極的に出席して、農業者等へ説明を行った。

また、各地域センターで独自に作成したパンフレットの配布、関係機関の広報誌・ホームページへの掲載、CATVでの放映等、県、地域協議会をはじめ関係機関と連携して、本制度についての農業者への周知・加入促進を行った。

それに加え、各県ごとに前年度の加入が少なかった地域、米の生産調整が未達成な地域、畑作物(畑地)での新たな加入が見込める地域等を対象に推進活動計画を策定して戦略的に取組を行い、ダイレクトメール・電話による周知、個別訪問等による加入促進活動を行った。特に前年度の加入率の低い県(岡山県、徳島県、高知県)を重点県と位置づけ、さらなる取り組みとして6月下旬に地元新聞紙上で広報を行うとともに、11月から12月にかけて、局で作成したパンフレット(平成25年の加入に向けて)を活用し、非加入者に対し個別に加入を要請する取組を行った。

(イ) 農業者戸別所得補償制度の加入申請状況

平成24年度の管内の加入件数は、20万94件で、前年度の支払件数と比べ、2,343件(1%)増加した。

経営形態別にみると、個人が19万8,353件、法人が1,201件、集落営農が540件となっており、前年度と比べ個人が2,258件(1%)増、法人が64件(6%)増、集落営農が21件(4%)増となった。農業者が集落営農や法人を新たに組織化したり、集落営農が法人化したことから、個人の増加に比べ、法人や集落営農の組織での加入率が増加した。

交付金別にみると、米の所得補償交付金は17万8,008件で前年度並、水田活用の所得補償交付金は8万7,479件で前年度に比べ5,239件(6%)の増加、畑作物の所得補償交付金は6,456件で前年度に比べ1,837件(40%)増加となった。

水田活用の所得補償交付金の加入件数が増加したのは、転作作物として比較的取組み易い加工用米、WCS用稲等の非主食用米での取組が、実需者との連携が進んだこと等から増加し新たに加入した者がいたためと考えられる。畑作物の所得補償交付金の加入件数が大幅に増加したのは、本格

実施から2年目として、制度が浸透し、小規模な農家の加入が進んだことによるものと考えられる。

また、米の所得補償交付金加入者の作付計画面積は、11万9,596haとなり、前年度の支払面積より3,564ha(3%)増加した。主食用米の生産数量目標の換算面積が約1千ha削減された中で昨年を上回る作付計画面積となったことは、農業者の制度への理解がより深まり、加入が順調に進んだためと考えられる。水田活用の所得補償交付金(戦略作物)の作付計画面積は2万6,983haで、前年度の支払実績に比べ741ha増加した。これは、加工用米、WCS用稲などの非主食用米については実需者との連携が進んだことにより増加、飼料作物については二毛作助成の活用等により増加、そばについては中山間地域を中心に作付けが増加したことによるものと考えられる。

(ウ) 農業者戸別所得補償制度の交付金支払い

平成24年度の管内の農業者戸別所得補償制度の交付金額は、311億円で、そのうち米の所得補償交付金が148億円、水田活用の所得補償交付金が128億円、畑作物の所得補償交付金が32億円、規模拡大加算及び再生利用加算が3億円となった。

前年度と比較すると、合計で3億円増加した。これは米の所得補償交付金が、主食用の作付けが小規模層から規模の大きい層に集約される傾向にあることから交付対象面積が増加したため、1億円増加したこと、水田活用の所得補償交付金が、交付単価の高い米粉用米、WCS用稲の面積等が増加したため1億円増加したこと及び畑作物の所得補償交付金が、交付単価の高い大豆の作柄が良く、数量が増加したため1億円増加したことによる。

エ 農地・水保全管理支払対策の推進

平成19年度より、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、また平成23年度からは老朽化が進む農地周りの水路等への施設の長寿命化へ取り組む向上活動を支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的に実施している。平成24年度は、共同活動で2,518の活動組織が活動し、約10万haの取組が、向上活動では1,483の活動組織が活動し約5万6千haの取組が行われた。

また、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例のパネル及びパン

フレット等を展示した。さらに、「農地・水保全管理対策中国四国シンポジウムinかがわ2012（主催：農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会、農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会、農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会、共催：香川県、農林水産省中国四国農政局）」では、農地・水保全管理対策の事例発表などのイベントを開催し、活動組織の情報共有と本対策の普及・啓発を図った。

(ア) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

国内の食料供給力を強化するため、農地の確保と有効活用を図ることが重要であり、「経済財政改革の基本方針2008」において「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」する旨が掲げられた。

これを踏まえて、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を平成21年度より実施している。

平成24年度には、87市町村で、耕作放棄地の再生作業（107ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び59市町村に対し、本対策内容の説明会や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集を作成し、地域協議会等に配布するとともに、中国四国農政局ホームページに掲載している。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かな暮らしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的

に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成24年度の管内9県の実施状況は、対象農用地を有する180市町村の96%に当たる173市町村、協定数で8,660協定、交付面積で9万4,784haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

中国四国農政局では、協定集落や市町村への現地調査により本制度の課題等を把握し、本制度の普及・推進の参考とした。また、管内9県の事例を取りまとめて中国四国農政局ホームページに掲載している。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) コミュニケーションの円滑な推進等

食の安全に関する事項で、消費者の関心の高いものについて、コミュニケーションを円滑に推進する観点から、農政上の課題を踏まえつつテーマを設定し、山口県での「食品中の放射性物質対策」など消費者団体等との懇談会を管内各地で14回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど9種類）を管内で194回（延べ約5,800人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者を理解してもらうため、食品表示セミナー（98回）や食品表示適正化技術講座を各県で開催した。

さらに、中国四国農政局における「食と農をつなぐ情報交流プロジェクト」の一環として、消費者と事業者等の交流のためのシンポジウム（1回）及び見学会（7回）を開催した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回してJAS法に基づく調査を実施した。

また、袋詰米穀について、産地情報伝達等の確認調査やDNA分析等科学的手法を用いた流通監視調査を実施した。

さらに、管内10か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示等（平成24年度は管内業者に対して5件（農林水産大臣指示1件、県知事等指示4件））の措置を行った。

c 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」（2回）を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県ごとにも「食品表示監視協議会」を年1回以上開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査（719件）、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査（69件）、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（94件）を通じた点検・指導を実施した。

b 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応

管内におけるHPAI発生に備え、①HPAIに関する知識を深めるため、防疫服着脱訓練を含めた講習会、②HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練を行った。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査等（3,123件）、販売業者等に対する立入検査等（3,832件）及び市販の国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の

取組の一環として、岡山県内の高校2校と連携し、啓発キャラクターの創出及び制度の認知度アンケート調査に取り組み、平成25年2月21日に開催した「米トレーサビリティ・フォーラム」（参加者約160人）において発表するとともに、啓発キャラクターを利用したリーフレット等を作成し、本制度の周知に活用した。

カ 食育の推進

6月の食育月間を中心に、有識者（食育実践者）の講演等による「食育フォーラム」、「食育セミナー」を管内で開催（11回）した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象に食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を管内35校で実施した。

また、食と農をつなぐ食育活動の普及啓発のため、栄養教諭等や大学生を対象とした「農業体験を伴う意見交換会」を管内で開催（8回）した。

「農林漁業体験活動」事例集を作成（3千部）し、関係方面に配布するとともに、有識者による講演及び取組団体等によるパネルディスカッションを行う「食育シンポジウム」を平成25年3月に岡山市で開催した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を5回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成25年3月末会員数：194人）。

キ 米粉の利用拡大の取組

米粉利用の更なる普及・定着のため、各県・地域の関係団体、関係機関と連携してパネル展、米粉パン等の料理講習会・セミナー等を開催し、各種イベントでの米粉食品の展示及び出展業者による販売等を行っている。

平成24年度においては、中国四国米粉食品普及推進協議会と連携し、管内の米粉食品製造技術の向上を目的として、洋菓子製造業者等36名を対象とした米粉洋菓子製造技術講習会を広島県で開催したほか、学校給食等への導入を促進するため学校栄養士、管理栄養士等52名を対象とした米粉料理講習会を岡山県で開催した。また、家庭での米粉食品の普及をテーマに一般消費者及び関係者等120名を対象とした米粉セミナーを山口県で開催した。さらに、各県・地域の協議会と連携した取組では、家庭での利用を図るため、体験型実技講習会を一般消費者を対象として管内各県において18回開催、地域の食生

活の指導者である栄養委員・食生活改善推進委員等を対象として管内各県において4回開催したほか、パネル展示を26回、移動インフォメーションとして地域の学習会等を42回実施した。

ク 食べて応援しよう！の取組

東日本大震災の復興・復旧のため被災地の食品を食べることで支援するため、百貨店のフェア、農業まつり、生産者団体のイベント等において、消費者等に対してPR活動や被災地産食品の販売を行った。また、庁舎内の職員等を対象にして福島県産りんごの販売斡旋を行ったほか、庁舎内食堂では福島産りんごを使用した昼食メニューを提供した。

ケ 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の県、ジェトロ、国の地方支分部局等の参加のもと中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会として「輸出促進セミナー」を開催（平成24年8月2日）し、輸出促進に向けた関係機関の取組状況の報告や農林水産物・食品輸出の拡大に向けての取組について意見交換等を行った。

また、輸出に意欲のある農林漁業者や事業者を対象に、食品等を海外へ輸出するためのノウハウや情報を提供する輸出促進研修会（平成25年2月8日高松市）や展示・商談会（平成25年3月1日高松市）を開催する「輸出オリエンテーションの会」の活動に協力した。

コ 6次産業化の推進

6次産業化推進のため、各県毎の6次産業化の推進母体となる6次産業化連絡会議（事務局：地域センター（岡山県は中国四国農政局））を設置して、サポートセンターの活動方針の検討、活動の状況を補完し、情報の共有や交換の場として推進した。

各県毎のサポートセンターについては、6次産業化プランナー等を登録制とし、6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画のサポート・相談・補助事業等の支援活動について一層の推進を図った。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、平成24年度54件の認定を行い、累計152件となっている。また、研究開発・成果利用事業計画は2件の認定を行い、累計3件となっている。

中国四国農政局の広報活動として、農林水産業関係者向けの独自の啓発用リーフレット等をリニューアルし、セミナー・研修会等で配布した。

また、六次産業化・地産地消法に基づく事業認定者のPRを行うため、認定した「総合化事業計画」の事例集を作成し、認定事業者の事業・商品PR等、事業者のフォローアップに一役かっている。

なお、6次産業化に関心を持つ仲間が互いに情報共有・交換を行う「中国・四国地域6次産業友の会」は発足して2年余りとなるが、平成25年3月末現在で305人が参加している。

更に、6次産業化関係者のネットワーク構築のため、平成24年3月29日に設立した「中国・四国地域産業連携ネットワーク」は、イノベーションの実現を目指し、異業種交流を中心として「輸出促進セミナー」、「販路開拓セミナー」、「農林漁業成長産業化ファンド説明会」を開催し、6次産業化の推進とネットワーク活動の強化を図った。

カ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス推進計画の策定等に向けて、随時、県、市町村に対して指導・助言を行った。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に係る業務の推進と併せて、関係機関と連携して食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化、熱回収など、再生利用等の取組の推進に向けた普及・啓発の充実を図った。

キ 再生可能エネルギー活用の推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、他省と連携し、県、市町村、関係団体に対して広報・普及活動を行った。

ク 都市と農山漁村の交流

中国四国農政局では、都市と農山漁村の双方で「人・もの・情報」が往来し循環する「都市と農山漁村の共生・対流」を推進している。平成23年度より実施している「食と地域の交流促進対策交付金」では、農山漁村の地域資源を活かした集落ぐるみの交流活動の取組に対して国が交付金を直接交付し支援を行った。

平成24年度までに、集落活性化対策に78団体が取り組み、教育の場としての農山漁村の活動、都市人材の活用、観光と連携した都市農村交流及び生活条件確保等による地域活性化の取組を進めている。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

また、現場を第一として、地域農業を元気にし、地域を活性化するために、平成21年度から「現場主義・情報発信プロジェクト」を実施している。

具体的には、①局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく

「一日農政局」(年6回)、②中国四国農政局幹部職員又は地域センター長等と地域のリーダーとの意見交換(年132回)、③中国四国農政局又は地域センターの幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国農政局の施策等を説明(年14回)などの取組を実施した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「NewsLetter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「人・農地プラン」、「農山漁村の6次産業化」等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊(年25回)し、約5千人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(年9回)、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」(年15回)の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース及び記者レクを実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、担当記者(岡山県、山口県、愛媛県)及び報道責任者(岡山県、広島県)とそれぞれ意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部(室)及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示(年間18回)を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」等を設置し、消費者に情報提供を行った。

また、8月には、「消費者の部屋」の取組の一環として、親子を対象とした「夏季親子のための特別企画～楽しく学ぼうin農政局」を岡山市で開催した。

7 九州農政局

(1) 九州北部を直撃した梅雨前線豪雨被害の概要

平成24年7月3日と7月11日から14日までに、これ

までに経験したことのないような大雨が局地的に連続して発生した。(気象庁は、7月11日から14日の大雨を「平成24年7月九州北部豪雨」と命名。)

九州農政局管内の農業関係被害総額は約556億円(うち農地・農業用施設約487億円)となった。

県別には、熊本県が193億円、福岡県が161億円、大分県が153億円で、管内の被害総額の約9割を占め、農地(水稲、ねぎ、トマト、茶等)への土砂流入と浸水・冠水、ハウスの全半壊、畜舎への土砂流入と浸水、農道及び水路・揚水ポンプ・堰の損壊・埋没が広域で発生した。

九州農政局は、24年7月12日に災害対策本部を設置し、現地調査や被災県を通じた被害情報の収集等を実施した。

農林水産省は、激甚災害指定の早期化、農地等復旧への助成等を図り、被災農業者等への追加支援対策として、災害関連資金の無利子化、ハウス等の再建・修繕への助成、果樹・茶改植への助成等を実施した。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、前年3月に発生した東日本大震災からの復興やエコカー補助金などの政策効果の発現により、夏場にかけて景気が緩やかに持ち直す動きが見られた。その後、世界経済の減速、日中及び日韓関係の悪化等を背景に一時弱含んだものの、7月の再エネ固定買取制度の施行、11月からの円高修正などにより、一部、企業業績や個人消費など改善の兆しが見られた。

また、雇用情勢は依然厳しいながらも緩やかに持ち直しの動きが続いた。特に、宿泊・飲食サービス業や卸・小売業での求人が増加した。

個人消費は、緩やかに持ち直している状態から足踏み状態に推移した。

イ 農業経営

平成24年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営が58万円、畑作経営が145万2千円、露地野菜作経営が137万2千円、施設野菜作経営が613万4千円、果樹作経営が215万9千円、酪農経営が647万5千円、肉用牛経営が152万9千円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が22.2%、畑作経営が28.1%、露地野菜作経営が33.9%、施設野菜作経営が43.4%、果樹作経営が29.0%、酪農経営が15.5%、肉用牛経営が12.4%となった。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

平成24年産水稲の作付面積（子実用）は、前年産に比べ200ha減少し18万3,300haとなった。

収穫量（子実用）は、前年産に比べ3万1,300t減少し89万5,700t（前年比97%）となった。

早期栽培水稲は、7月中旬以降おおむね天候に恵まれ、登熟は良好となったものの、3月下旬から4月上旬の低温及び日照不足、出穂前の日照不足等の影響から全もみ数が少なかったため「やや不良」となった。

普通栽培水稲は、田植え後からの日照不足等による初期生育の遅れや台風及び病虫害の被害により「やや不良」ないし「不良」となった。

このことから、10a当たり収量は489kg、作況指数97となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は88万4,500tとなった。

イ 麦、大豆

平成24年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積（子実用）は、前年産に比べ400ha減少し5万5,400ha（前年比99%）となった。

麦種別の10a当たり収量は、小麦が314kg（同113%）、二条大麦が282kg（同93%）、はだか麦が225kg（同100%）で、4麦計の収穫量は16万5,900t（同104%）となった。

また、大豆の作付面積（乾燥子実）は2万900ha（同95%）、収穫量は4万100t（同92%）となった。

ウ 野菜

平成24年産指定野菜（14品目）の作付面積は5万100ha（前年比101%）となった。

また、収穫量は173万t（同100%）、出荷量は152万t（同101%）となった。

エ 果樹、花き

平成24年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、日本なし、くり、うめ、ぶどう等を中心に減少し4万1,000ha（前年比98%）となった。

花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類が2,800ha、球根類が94ha、鉢もの類が269ha、花壇用苗もの類が175haとなった。

オ 畜産

平成25年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2万6,900戸（前年比93%）、飼養頭数は94万6,500頭（同97%）となった。

乳用牛の飼養戸数は1,880戸（同95%）、飼養頭数

は12万200頭（同100%）となった。

豚の飼養戸数は1,770戸（同96%）、飼養頭数は305万6千頭（同99%）となった。

採卵鶏の飼養戸数は533戸（同96%）、飼養羽数は2,321万6千羽（同96%）となった。

ブロイラーの飼養戸数は1,150戸、飼養羽数は6,615万4千羽、出荷羽数は3億1,308万羽となった。

カ その他

平成24年産かんしょの作付面積は1万9,200ha（前年比100%）で、前年産並みとなった。全国に占める九州の作付面積割合は49%となっている。

主産県（大分県を除く6県）における茶の摘採延べ面積は3万8,200ha、生葉収穫量は17万7,100t、荒茶生産量は3万6,400tとなった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」に直面しており、5年後、10年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成24年度から各地域の「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の関係者が徹底的な話し合いを行い、①今後の地域の中心となる経営体はどこか、②そこへどうやって農地を集積するか、③中心経営体以外も含めた地域農業のあり方をどうしていくか等を明確にする「人・農地プラン」の作成が各地で進められ、25年3月末現在で、213市町村（全233市町村の9割）において1,313プランが作成された。

イ 多様な農業経営体の確保

平成25年3月末現在の認定農業者数は4万8,778経営体（うち法人3,385経営体）で、全国23万3,386経営体の21%を占めている。

営農類型別にみると、複合経営が50.3%、次いで施設野菜単一経営が12.5%となっている。

25年2月1日現在の集落営農数は2,608となり、前年に比べ21増加した。経営形態別にみると、法人化したものは359で全体の14%を占めている（全国値20%）。

また、担い手不足が見込まれる地域において農地や農作業の受け手となることが期待されている特定農業団体及び特定農業法人は、25年3月末現在でそれぞれ202団体及び93法人となっている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、24年1月末現在の農業生産法人数は2,174法人となっている。

また、一般法人についても、24年12月末現在で124法人が計212haの農地を借受けて農業経営を行っており、貸借による参入が可能となった21年改正農地法の効果が着実に現れている。

ウ 農業者戸別所得補償制度の取組

平成24年度農業者戸別所得補償制度の交付金支払件数は、18万4,174件となり、23年度の支払件数に比べ1.8%（3,409件）の減少となった。

経営形態別にみると、個人18万1,628件（前年度比98.1%）、法人1,077件（同112.2%）、集落営農1,469件（同99.3%）となり、個人と集落営農で減少し、法人で増加した。

24年度の米の所得補償交付金の支払面積は、ほぼ横ばいの13万5,178ha（10a控除前）となった。また、水田活用の所得補償交付金の支払面積は、麦5万3,372ha、大豆1万9,553ha、飼料作物3万5,800ha、飼料用米3,781ha、WCS用稲1万4,232ha等となった。23年度に比べ飼料作物、飼料用米、米粉用米及びWCS用稲で増加し、麦、大豆、そば、なたね及び加工用米で減少した。

主な作物の支払面積の動向として、麦は、飼料作物等への作付転換や天候不順による播種不能等により長崎県、熊本県及び大分県で減少した。

大豆は、飼料作物やWCS用稲等への作付転換等により各県で減少した。

飼料作物及びWCS用稲は、大豆等からの作付転換や耕種農家と畜産農家のマッチングの取組等により、飼料作物では長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県、WCS用稲では佐賀県、宮崎県及び鹿児島県において大幅に増加した。

エ 農産物の生産振興・消費拡大

(ア) 米

平成24年産米については、全県で生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は1万8,936haで、23年産に比べ1,429ha（8%）増加し、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲が全体の76%を占めた。

普通期水稻については、登熟期の平均気温の上昇により、玄米の全部または一部が乳白化する「白未熟粒」の発生など品質低下が問題となっているため、色彩選別機などの施設整備に併せて高温耐性品種の導入を推進した。

米の消費拡大に向けた取組については、朝ごはんの習慣化等を推進する「めざましごはんキャンペーン」のポスターを管内の学校等へ配布し、各

種イベント等でのパネル展示を行った。

米粉の普及推進の取組については、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、食生活改善推進員を対象とした米粉料理講習会、一般消費者を対象とした米粉料理教室や実演会、米粉食品関係者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催した。

(イ) 麦

平成24年産麦は、11月下旬から12月の降雨による播種の遅れや1月下旬から2月中旬にかけての低温による生育抑制等の影響により、10a当たり収量は平年を下回った。近年、播種期や収穫期の降雨等、気候の影響により不作が続いており、作付面積や収穫量が伸び悩んでいる。

麦の生産拡大に向けた取組については、大豆の振興とあわせて、24年8月に「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」を開催するとともに、25年1月から2月にかけて「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」を実施し、各県に対して、作付拡大に向けた精力的かつ具体的な取組を行うよう働きかけを行った。

(ウ) 大豆

大豆の出芽・苗立ちの安定化、品質と単収の向上、作業の省力化を推進するため、耕うん同時畦立て播種などの大豆300A技術等の推進とともに、排水対策等の基本技術の励行を推進した。

また、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術等現地検討会」（平成24年10月）を開催し、近年、問題となっているアサガオ類等の難防除雑草対策や生産者、実需者を交えた国産大豆の消費拡大に向けた意見交換を行った。

大豆の生産拡大に向けた取組については、麦の振興とあわせて、「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」（24年8月）及び「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」（25年1月～2月）を実施し、各県等との情報・意見交換や各地域での精力的な取組を行うよう働きかけを行った。

(エ) 畜産

生産基盤強化のための畜舎の整備などの推進を図ったほか、家畜の飼養管理技術をテーマに「肉用牛繁殖基盤・家畜生産性向上技術研修会」を開催し、家畜の暑熱対策や畜舎内環境に関する評価と対策、全国和牛能力共進会長崎県大会において名誉賞を獲得した長崎県「肉牛の部」の取組等を

紹介するなど、九州地域の畜産技術の充実強化及び生産性の向上への取組推進を図った。

また、畜産物の消費拡大を図るため、食肉情報講座「国産食肉の安全性と衛生対策について考える」を開催し、国産食肉の信頼確保に向けた情報を提供したほか、「牛乳の日」に連動した消費者の部屋特別展示を実施した。

(オ) 飼料作物

九州農政局、管内各県、畜産関係団体等で構成する九州地域飼料増産行動会議を開催し、飼料作物作付面積の拡大、国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の生産・流通の円滑化等に係る行動計画、取組方策についての検討や各県、農協等関係団体と情報共有を行うことにより、飼料増産の取組の推進を図った。

また、水田での飼料作物として年々作付が拡大している稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲については、九州地域の稲発酵粗飼料用稲の生産指導担当者、生産者、利用者を対象に収穫・調製に係る研修会を開催し、品質向上の推進を図った。

(カ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の「産地強化計画」の作成を推進し、平成25年3月末までに562産地で策定された。

また、消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

果樹については、各産地自らが目指すべき産地の姿を明確化した上で、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、平成25年3月末までに94産地で策定された。

これらの取組を支援するため、高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を行い、果樹農業者の経営安定と果実生産出荷の安定を図った。

消費拡大の取組として、管内の一般消費者及び学生を対象に、九州産の野菜と果実をたくさん使用した「ベジフルランチ」のレシピコンテストを実施するとともに、「食べれば元気！“九州のや

さい・くだもの”」をテーマに「野菜・果物消費拡大セミナー」を開催し、九州各地から野菜ソムリエ、消費者、農業団体等関係者約80名の参加があった。

(キ) 花き・茶・葉たばこ

花きについては、関係団体で構成する「九州花き振興協議会」の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州各県の花小売店の協力により「いい夫婦の日」（11月22日）と「バレンタインデー」に合わせて九州一斉の花の需要拡大キャンペーンを実施した。

茶については、優良品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみの改植等を実施した場合の改植費用や未収益期間に対する支援を行った。これにより、九州では、24年度に改植226.9ha、台切7.9ha等が実施された。

葉たばこについては、九州における葉たばこ農家の4割、葉たばこの耕作面積の3割強に及ぶ廃作農地の適切な農業利用を図り、他作物への円滑な転換を推進するため、農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援した。

(ク) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、平成19年産から品目別経営安定対策を実施している。

さとうきびについては、鹿児島県南西諸島においてハーベスター、乗用管理機（防除機）等が導入され、さとうきび生産において、重労働である収穫作業等の労力軽減が図られている。

また、でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉等の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進した。

オ 食育の推進

管内における教育ファームの取組を推進するため、九州地域教育ファーム推進協議会の提言を基に作成した平成23年度～27年度の工程表に沿った取組を行うとともに、12月に「九州地域の教育ファーム推進方策」を発行し、管内の県、市町村及び小・中学校等に約5千部を配布した。

また、農林漁業体験の活動事例を収集してホームページで紹介し、教育ファームの普及に努めた。

地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりのため、局ホームページの中に開設している「食育アイランド九州」において取組の紹

介等の情報提供を行った。なお、同ネットワークには25年3月末現在で768の個人・団体が登録・参加している。

さらに、今後の食育活動の拡大と情報を共有するため「食育アイランド九州」交流会を九州各県において開催した。

カ 農業生産管理工程（GAP）の推進

平成24年3月末日時点の調査では、管内の主要な産地（野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地）846産地のうち、54%にあたる455産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されている。

25年1月に管内各県の担当者や農業革新支援専門員を参集し、GAP推進会議を開催し、各県の取組等について意見交換を行なった。また、GAP導入推進のためのパンフレットや情報とともに、九州農政局で作成した「農業生産工程管理（GAP）について」をホームページに掲載しGAP導入の普及を図った。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

平成24年度、九州では「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」が118件認定された。また、各県に設置したサポートセンターには6次産業化プランナーを置き、案件の発掘、計画づくりのサポート、認定後のフォロー等を実施した。

また、九州各県の6次産業化を積極的に推進することを目的に、有識者による専門委員の参画を得て、「6次産業化推進企画委員会」を各県3回程度開催した。

さらに6次産業化を推進し、農林漁業を成長産業化させるため、農林漁業関係者と商工業関係者とが経営連携を図るための場として九州経済産業局等とともに設立した「九州農業成長産業化連携協議会」等との共催による「九州食の展示商談会」、「広域交流会（北部及び南部）」等を開催した。

ク 家畜の伝染性疾病の発生に備えて

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備え、「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確な対応がとれる体制を構築するとともに、局内の連絡体制、指揮系統及び役割分担の確認、発生県からの要請に基づき職員を派遣するための派遣者リストの作成等を行う防疫演習を実施した。

また、防疫作業の現場に派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事できるように、防疫作業知識習得のための研修会を開催した。

ケ 食品表示の適正化に向けて

食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催、各地域における関係団体等の要請に応じた説明会への講師派遣等を行った。

また、食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法等を活用し、アサリ、シジミ及び米穀等の調査を実施した。

さらに、客観的なデータに基づく産地表示の取締りを強化することを目的に、商品の買上げを行い、産地判別に必要な科学的分析を実施した。

食品表示110番については、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、「食品表示110番」の受付件数は微増傾向にあり、平成24年度の受付件数は3,251件、うち疑義情報の提供は251件であった。

コ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通を確保するため、用途限定米穀（新規需要米、加工用米等）の横流れ防止を最重要課題とし、食糧法遵守事項に基づき、生産者や出荷・販売業者及び需要者等に対し巡回立入検査を実施した。

米穀等の産地情報伝達の履行状況の確認及び産地の真正性を検証するため、外食事業者に対し、米トレサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施した。また、法制度周知のため、対象事業者等が参加する各種会議・講習会等において制度説明を199回実施した。

農産物検査制度の適正かつ円滑な運営を図る観点から、産地や品種の偽装を防止するため、登録検査機関の事務所及び検査場所に対し、農産物検査法に基づく巡回立入調査を実施した。

また、米穀流通監視相談窓口を設置し、消費者や関係業者等からの問合せ対応及び不適正な流通の情報等の受け付けを行った。

サ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

管内で実施した「平成24年の荒廃農地に関する調査の結果」をみると、「再生利用が可能な荒廃農地」は約2万9千haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や県単独事業等を活用し、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が

進められており、この1年間に約2千8百haの荒廃農地が再生利用された。

シ 農地・水保全管理対策の推進

農地・水保全管理については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一貫として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全の取組を実施した。

平成24年度の農地・農業用水等の資源の保全に関わる共同活動は、管内197の市町村において3,678の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は18万8,087haとなっている。

また、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等に関わる向上活動は、1,538の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は8万2,699haとなっている。

ス 環境保全型農業直接支援対策の推進

管内136の市町村、3,959haで、カバークロープ等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行った。

また、平成24年度より地域特認取組（堆肥の施用、IPM等）が追加され、全体の取組のうち1,016haで取組が行われた。

セ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は平成24年度末現在で、222市町村（管内233市町村）となっており、鳥獣被害が報告されていない市町村を除くと管内全域で取組が進んでいる。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進し、24年度末で、管内全市町村の8割以上にあたる191市町村で実施隊が設置された。

さらに、野生鳥獣との共存・共生に基づく総合的対策が求められる中、九州地域の関係機関（国・県・試験研究機関）で構成される「九州地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効果的な防除のあり方等を検討するとともに、地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成等の取組を支援した。

ソ 農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から23年度までに7県139市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策

定され、24年度は58の活性化計画に基づく取組について、生産基盤及び施設の整備、定住環境の整備、地域間交流の促進等の支援を行った。

都市と農山漁村の共生・対流については、管内75地域で都市と農村の交流推進、子ども交流推進等の取組を支援した。この中で長崎県で開催された「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012」において、初日、7カ所で分科会が行われ、翌日に大村市においてスローフード大会やパネルディスカッションが行われた。本シンポジウムには、九州各地からグリーン・ツーリズム実践者を中心に、2日間で過去最高の延べ676名の参加があった。

また、小学生の子ども達が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、25のモデル地域における受入体制づくりのための取組を支援した。

タ バイオマス利活用の推進

総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組み、管内の構想策定市町村は56市町村となっている。

なお、平成23年度からは、バイオマス活用推進基本法に基づき、32年までに全都道府県及び全国600市町村での「バイオマス活用推進計画」を策定することを目標に推進を図っており、管内では熊本県、宮崎県及び鹿児島県並びに福岡県糸島市、八女市、熊本県高森町及び宮崎県西都市が本計画を策定・公表している。

(5) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について2件（累計54件）認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けた取組を推進するため、各省庁地方支分部局や各県輸出促進協議会などの機関や団体等で構成する「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携などのための情報の共有を図っている。

また、平成24年度の「輸出オリエンテーションの会」については、熊本市において研修会（25年1月）、鹿児島市及び熊本市において展示・商談会（25年2、3月）を開催し、海外への販路を確

保・拡大しようと取り組む農林漁業者・事業者に対し、輸出のノウハウ等の情報提供や国内外の有力な商社・バイヤーとの商談を行う機会の提供を行った。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県毎に警察等関係機関と農政局又は各地域センターとの間で「食品表示監視協議会」を平成24年4月～6月に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有・意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で「九州地域食品表示監視連絡会」を24年8月に開催し、情報の共有・意見交換を行った。

(6) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、九州農政局ホームページ、プレスリリース、各種イベント等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する情報の迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めた。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った（平成25年3月現在の登録会員数は5,966人）。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

また、農政局及び地域センターに設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には185件の相談が寄せられた。また、九州各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を97回開設し、相談・広報等を行った。

8 北海道農政事務所

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成24年度の北海道経済は、震災自粛ムードが和らぐ中、震災後に大きく落ち込んでいた道外からの観光客数が、格安航空会社（LCC）の新規就航効果もあり、夏頃には震災前年の水準に回復し、また、

新車登録台数も新エコカー補助金による政策効果で前年比約3割増加するなど、道内景気の回復が見られたが、秋口以降、欧州景気の低迷や日中関係の悪化の影響などによる景気の減速で生産活動は低下してきた。

しかし、平成25年に入って、円安による輸出増加や輸出価格改善の影響などにより、道内景気は持ち直しの動きが続いた。

雇用面では、一人当たりの名目賃金が低下傾向にあるなど、厳しい情勢が続いているが、新規求人数が医療・福祉、建設業を中心に増加していることなどから、有効求人倍率が穏やかに持ち直すなど明るい兆しも見られた。

イ 農業産出額

平成24年の北海道の農業産出額は1兆536億円で、前年に比べて399億円（3.9%）増加した。

この結果、平成24年の全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める北海道の割合は12.2%となっている。

ウ 農業経営

道内の平成24年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は1,484万円で、前年に比べて8.9%増加した。一方、農業経営費は975万円で、前年に比べて7.8%増加した。この結果、農業所得は510万円となり、前年に比べて11.2%増加した。

平成24年畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は2,951万円で、前年に比べて1.6%増加した。一方、農業経営費は2,083万円で、前年に比べて2.9%増加した。この結果、農業所得は868万円となり、前年に比べて1.3%減少した。

平成24年酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は6,244万円で、前年に比べて4.0%増加した。一方、農業経営費は5,395万円で、前年に比べて4.5%増加した。この結果、農業所得は849万円となり、前年に比べて1.4%増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成24年産水稻の作付面積（子実用）は11万2千haで、前年産に比べて900ha（0.8%）減少した。10a当たり収量は572kg、作況指数は107となった。これは、田植期以降の良好な気象経過によって、穂数やもみ数は平年に比べて「やや多く」、登熟も順調に推移したためである。この結果、収穫量は64万600tとなり、前年産に比べて6,100t（1.0%）増加した。

イ 麦

平成24年産小麦の作付面積は、前年産並みの11万9,200haとなった。10a当たり収量は492kgで、細麦や未熟粒が多発した前年産に比べて73kg（17.4%）上昇した。この結果、収穫量は58万6,100tとなり、前年産に比べて8万6,200t（17.2%）増加した。

ウ 大豆

平成24年産大豆の作付面積は2万7,200haで、前年産に比べて800ha（3.0%）増加した。10a当たり収量は250kgで、小粒傾向であった前年産に比べて23kg（10.1%）上昇した。この結果、収穫量は6万8千tとなり、前年産に比べて8,100t（13.5%）増加した。

エ 小豆

平成24年産小豆の作付面積は2万4,400haで、前年産に比べて600ha（2.5%）増加した。10a当たり収量は258kgで、作柄の悪かった前年産に比べて31kg（13.7%）上昇した。この結果、収穫量は6万3千tとなり、前年産に比べて9千t（16.7%）増加した。

オ いんげん

平成24年産いんげんの作付面積は8,870haで、前年産に比べて460ha（4.9%）減少した。10a当たり収量は194kgで、色流れ粒、腐敗粒や発芽粒が多発した前年産に比べて95kg（96.0%）上昇した。この結果、収穫量は1万7,200tとなり、前年産に比べて7,960t（86.1%）増加した。

カ そば

平成24年産そばの作付面積は2万1,700haで、前年産に比べて2,400ha（12.4%）増加した。10a当たり収量は91kgで、脱粒や穂発芽等が発生した前年産に比べて32kg（54.2%）上昇した。この結果、収穫量は1万9,700tとなり、前年産に比べて8,300t（72.8%）増加した。

キ てんさい

平成24年産てんさいの作付面積は5万9,300haで、前年産に比べて1,200ha（2.0%）減少した。10a当たり収量は6,340kgで、前年産に比べて480kg（8.2%）上昇した。この結果、収穫量は375万8千tとなり、前年産に比べて21万1千t（5.9%）増加した。また、8月中旬以降の高温の影響により、根中の平均糖分は前年産に比べて0.9ポイント低下し、15.2%となった。

ク ばれいしょ

平成24年産のばれいしょの作付面積は5万3,400haで、前年産に比べて300ha（0.6%）増加した。10a当たり収量は3,630kgで、前年産に比べて160kg

（4.6%）上昇した。この結果、収穫量は193万8千tとなり、前年産に比べて9万5千t（5.2%）増加した。

ケ 畜産

(ア) 乳用牛

平成24年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は7,270戸で、前年に比べて230戸（3.1%）、飼養頭数は82万1,900頭で、前年に比べて6千頭（0.7%）それぞれ減少した。この結果、1戸当たり飼養頭数は113.1頭となり、近年増加傾向が続いている。

また、平成24年の生乳生産量は393万5千tで、前年に比べて5万9千t（1.5%）増加した。これは、全国の生乳生産量の51.6%を占めている。

(イ) 肉用牛

平成24年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,830戸で、前年に比べて170戸（5.7%）、飼養頭数は53万4,300頭で、前年に比べて1,600頭（0.3%）それぞれ減少した。この結果、1戸当たり飼養頭数は188.8頭となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

北海道の食料自給率（カロリーベース）は近年ほぼ200%前後で推移しているが、平成22年度は天候不順の影響で前年度に比べ、てんさい、小麦、でん粉原料用ばれいしょなど、カロリーの高い作物の生産量が減少したことにより173%となり、前年に比べ17ポイント低下した。

(イ) 生産面での取組

北海道では、主食用米の需給調整の取組として、水田における麦や大豆、飼料作物、野菜等の作付けが定着しており、また、都府県と比べて調整水田等の不作付地も少ないことから、新規需要米の取組は総じて少ない状況であった。しかし、平成22年度から戸別所得補償モデル対策により米粉用米・飼料用米に対する支援が拡充されたことに伴い、農業者の取組意欲は高まりつつある。農業者戸別所得補償制度が本格実施された平成23年度以降の北海道における新規需要米の取組計画の認定状況を見ると、平成24年度は前年度に比べ全体では認定の件数は減ったものの取組面積は若干増加し1,320haとなった。

(ウ) 消費面での取組

北海道農政事務所では、米の消費拡大の一環として、北海道内の食品加工業者、関係団体等が参加して設立された「北海道米粉食品普及推進協議

会」と連携し、米粉食品の普及・啓発に取り組んだ。

イ 担い手と農地

(ア) 新規就農者の状況

道内の新規就農者（自営）は、近年、年間600～700人程度で推移しており、その大半はUターン就農者と新規学卒就農者が占めている。

(イ) 農地集積の状況

北海道においては、全国を上回るスピードで年々農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は拡大し、農家戸数は5年前と比べ13%減少する一方で経営耕地面積が20ha以上の経営体は全体の約4割で5年前と比べ7%増加している。

田畑別の農地集積では、畑面積の90%を経営耕地面積20ha以上の経営体で占める一方、田面積では、同じく20ha以上層が45%、10～20ha層が35%となっている。

(ウ) 人・農地プランの取組

北海道農政事務所では、道内の他の地域に先行して話し合いによるプランづくりを進めている市町村に対し、他の地域への普及啓発を目的とした情報収集等を行い、プランの作成に課題を抱えている市町村に対しては、関係者と意見・情報の交換を行うとともに、プラン作成の働きかけを行った。さらに、農地集積の支援策等を活用して人と農地の問題解決が進むと考えられる地域に対しては、プランの検討又は作成（更新）の段階から職員が地域の話合い等に参加するなど、地域に密着した活動を行った。

平成25年3月末現在、道内の全179市町村のうち171市町村がプランを作成しようとしており、このうちプラン作成に至っている市町村は9割の158市町村に達している。

ウ 農業者戸別所得補償制度

(ア) 平成24年産の加入状況

農業者戸別所得補償制度については、地域農業再生協議会をはじめとする関係機関・団体と密接に連携し、農家に対する加入促進活動を精力的に取組を行った結果、平成24年8月末現在の加入申請件数は3万3,125件（米の所得補償交付金：1万4,586件、畑作物の所得補償交付金：1万9,691件、水田活用の所得補償交付金：3万891件）となった。

さらに、各種の加算措置に関する申請状況を見ると、規模拡大加算件数は524件（面積2,807ha）、

再生利用加算件数は12件（面積44ha）、緑肥輪作加算件数は1,381件（面積2,535ha）となった。

(イ) 平成24年産米の需給調整の取組

平成24年産主食用米は、生産数量目標（面積換算値）10万9,200haに対し、実作付面積が10万8,700haとなり、需給調整の目標を達成した。一方、主食用米の生産数量目標の未活用が約500ha発生したのは、空知地方、上川地方などの米の主産地において例年にない大雪により、育苗ハウスの倒壊、損壊等が発生したため、予定した水稻の作付を断念する生産者がみられたことなどによるものである。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食育の推進

北海道においては、食育基本法に基づく地域の特性を生かした食育推進計画を策定している市町村は、179の市町村のうち、26%に当たる47市町村（平成25年3月末現在）となっている。

食料の供給産地である北海道では、消費者の身近に生産現場があるなどの利点を活かし、様々な分野の機関や団体等が連携して、農林漁業体験をはじめとした食育に取り組んでいる。

北海道農政事務所においても、食育の推進に向けて、食育に関するセミナーの開催やパネル展示等を積極的に実施しており、平成24年度は、「健康的で無駄のない食生活」など、日本型食生活の推進を目的としたセミナー（6回）を開催した。

(イ) 食品表示の監視・指導等

北海道農政事務所では、「食品表示110番」を設置し、広く北海道内の消費者や事業者等からの食品の不適正な表示等に関する情報を受け付けており、平成24年度の受付件数は1,412件となった。また、①食品事業者を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催（道内10地域）、②事業者の研修会等への講師派遣（27回）、③北海道との共催によるセミナーの開催（道内3地域）、④消費者を対象とした「食品表示制度の説明会」の開催（16回）、⑤各種イベントへの出展等を実施した。

(ウ) 牛トレーサビリティ制度の信頼確保

北海道農政事務所では、牛トレーサビリティ制度の信頼確保のため、生産段階においては、道内の牛の管理者を対象に、立入検査等を実施し、耳標の装着や出生等の各種届出が適切に行われるよう指導を行った。

牛肉の流通段階においても、食肉販売事業者や

焼肉店等の特定料理提供業者を対象に立入検査等を実施し、業者等が備付けている仕入れ・販売の相手先等が記載された帳簿により、表示されている個体識別番号が適正であるかを確認した。また、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとDNA照合による鑑定を行った。

(エ) 米の適正流通確保に向けた取組

平成23年7月に完全施行された米トレーサビリティ法制度の普及啓発を目的に、市町村、商工会議所及び食品衛生協会等へのチラシの配布等を北海道内各地で実施（延べ312件）するとともに、取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達が適正に行われているか確認するため、米飯を提供する外食事業者等に対して、巡回立入検査を実施した。

また、改正食糧法に基づく「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項」において、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米、ミニマム・アクセス米等の米については、定められた用途以外の使用が禁止されており、これら用途限定米穀の適正流通を確保するため、巡回立入検査を行った。

オ 農業の高付加価値等の推進

(ア) 6次産業化の推進に向けた取組

北海道農政事務所では、「6次産業化サポートセンター」を設置するとともに、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理等に関する知識・経験を有する「6次産業化プランナー」を配置しており、平成24年度においては、一般社団法人北海道中小企業診断士会に6次産業化サポートセンターの運営を委託し、6次産業化に取り組む農林漁業者等からの要請に応じて6次産業化プランナーの派遣や相談に対応しており、年間の派遣・相談件数は延べ約600件となった。

また、農林水産省本省や道内関係機関・団体等と連携しつつ、セミナーや各種説明会を開催する等、様々な機会を通じて6次産業化関係施策の周知に努めた。平成24年11月には、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が国会で成立したことを受け、道内5か所で説明会を開催し、延べ620名の参加があった。

(イ) 農林水産物・食品の輸出

北海道農政事務所においては、道内関係機関・団体等と連携を図りつつ、農林水産物・食品の輸

出促進に努めた。平成25年2月には、北海道経済連合会、札幌商工会議所、北海道、札幌市、北海道経済産業局、北海道開発局等により組織された「東アジアに向けた『北海道ブランド』再構築と戦略的展開への支援事業実行委員会」と共催で、輸出促進研修会を開催した。

(ウ) フード特区の取組状況

北海道では、北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、北海道経済連合会及び十勝管内18町村の共同申請によるフード特区（「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」）が、平成23年12月に総合特別区域法に基づく国の総合特区の指定を受け、活動を進めている。

フード特区は、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指しており、加工食品の原料を輸入品から道産品に切り替える「輸入代替」と道産の食品の「輸出」を促進し、平成28年までに売上げを累計で1,300億円増加させることを目標としている。

平成25年3月末日現在、国との協議により、冬期間使用しない農業用貨物自動車の車検期間の延長など18件が規制制度の特例措置として認められた。このうち特に「北海道食品機能性表示制度」は、道内で製造された機能性素材を使用して製造された加工食品で、「北海道食品機能性表示制度委員会」において一定の基準に適合すると認められた場合、商品に含まれている成分名や科学的な研究が行われた事実を北海道が認定したことを商品パッケージに表示できる制度である。なお、「北海道食品機能性表示制度」の運用は、平成25年度から開始されることとなっている。

カ 地域資源を活かした農村の活性化

(ア) 農地・水保全管理支払交付金

北海道における農地・水保全管理支払交付金の平成24年度の取組状況は、道内179市町村のうち「共同活動支援」が102市町村、「向上活動支援」が13市町村で取り組まれ、「共同活動支援」の活動組織数は689組織、取組面積は44万1,161ha（全国の取組面積の約3割）、「向上活動支援」の活動組織数は52組織、取組面積は1万6,189haとなった。

(イ) 再生可能エネルギー利用の推進

北海道内には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、各地で再生可能エネルギーを利用した発電が行われている。

平成24年度は、農村漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業を活用し、太陽光パネルの設置の支援を行った。

キ 環境保全型農業直接支援対策

北海道農政事務所においては、本対策の具体的な内容や申請手続きに関する農業者向けパンフレットを作成するとともに、北海道や市町村と連携して道内延べ12会場で説明会等を開催し、市町村、農業者に対し、本対策への参加を積極的に働きかけた。この結果、北海道の平成24年度の取組状況は、86市町村（北海道179市町村の約5割）が対策に参加し、農業者等への交付件数は1,168件、取組面積は6,706ha（全国4万1,439haの約2割）となった。

(4) 関係機関との連携強化

北海道の食料供給の役割を發揮し地域経済の振興等に資するため、農業経営、生産、基盤整備等に関わる農業、研究、金融等の団体・機関を構成機関とする「食と農業に関する意見交換会」を北海道開発局と共同で設置し、各種施策に関わる意見交換を行った。

また、北海道農政事務所と北海道開発局は、連携を図るため北海道農政連絡会を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道庁関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」を設置しており、北海道段階では毎月1回定期的に本協議会を開催し、道内11地域においても、四半期に1回、地区協議会を開催し、関係者間の情報共有に努めた。

(5) 広報活動

報道関係者等に対して、プレスリリース（57回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

北海道内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「北海道食料・農業情勢報告」をホームページに掲載するとともに1,100部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に北海道における農業・農村の情勢を紹介した。

北海道農政事務所のホームページは、食の安全及び消費者の信頼の確保、農業者戸別所得補償制度、農林水産物等の輸出促進対策など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

また、北海道農政事務所メールマガジン「のうせい News Letter 北海道」において、農林水産施策の情報を配信した。